

# 浜田市地域防災計画

震 災 編  
地震災害対策計画  
津波災害対策計画

令和 6 年 3 月

浜田市防災会議



|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 震災編 地震災害対策計画.....                  | 1  |
| 第1章 総則 .....                       | 1  |
| 第1節 計画の概要.....                     | 1  |
| 第2節 防災の基本理念及び施策の概要.....            | 4  |
| 第3節 地域防災計画において重点を置くべき事項.....       | 5  |
| 第4節 浜田市の地震防災環境.....                | 6  |
| 第5節 地震被害想定.....                    | 9  |
| 第6節 減災目標.....                      | 10 |
| 第7節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱.....  | 11 |
| 第2章 地震災害予防計画 .....                 | 12 |
| 第1節 地盤災害の予防.....                   | 13 |
| 第2節 建築物・公共土木施設災害の予防.....           | 17 |
| 第3節 危険物施設等の安全対策.....               | 37 |
| 第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....          | 40 |
| 第5節 防災活動体制の整備.....                 | 42 |
| 第6節 情報管理体制の整備.....                 | 44 |
| 第7節 広報体制の整備.....                   | 45 |
| 第8節 避難予防対策.....                    | 46 |
| 第9節 火災予防.....                      | 47 |
| 第10節 救急・救助体制の整備.....               | 49 |
| 第11節 医療体制の整備.....                  | 50 |
| 第12節 交通確保、規制体制の整備.....             | 51 |
| 第13節 輸送体制の整備.....                  | 52 |
| 第14節 防災施設、装備等の整備.....              | 53 |
| 第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備..... | 56 |
| 第16節 廃棄物等の処理体制の整備.....             | 57 |
| 第17節 防疫・保健衛生体制の整備.....             | 60 |

|        |                        |     |
|--------|------------------------|-----|
| 第 18 節 | 消防団及び自主防災組織の育成強化.....  | 61  |
| 第 19 節 | 企業（事業所）における防災の促進.....  | 62  |
| 第 20 節 | 災害ボランティアの活動環境の整備.....  | 64  |
| 第 21 節 | 防災教育.....              | 65  |
| 第 22 節 | 防災訓練.....              | 69  |
| 第 23 節 | 要配慮者等の安全確保体制の整備.....   | 71  |
| 第 24 節 | 孤立地区対策.....            | 73  |
| 第 25 節 | 調査研究.....              | 74  |
| 第 3 章  | 地震災害応急対策計画 .....       | 76  |
| 第 1 節  | 応急活動体制.....            | 78  |
| 第 2 節  | 災害情報の収集・伝達.....        | 89  |
| 第 3 節  | 災害広報.....              | 96  |
| 第 4 節  | 広域応援体制.....            | 99  |
| 第 5 節  | 自衛隊の災害派遣体制.....        | 100 |
| 第 6 節  | 海上保安庁への応援協力要請.....     | 101 |
| 第 7 節  | ヘリコプター活用体制.....        | 102 |
| 第 8 節  | 災害救助法の適用.....          | 103 |
| 第 9 節  | 避難活動.....              | 104 |
| 第 10 節 | 消防活動.....              | 107 |
| 第 11 節 | 救急・救助活動.....           | 108 |
| 第 12 節 | 医療救護.....              | 109 |
| 第 13 節 | 警備活動.....              | 111 |
| 第 14 節 | 交通確保、規制.....           | 113 |
| 第 15 節 | 緊急輸送.....              | 115 |
| 第 16 節 | 浸水、土砂災害対策.....         | 116 |
| 第 17 節 | 施設等の応急対策.....          | 119 |
| 第 18 節 | 要配慮者の安全確保.....         | 129 |
| 第 19 節 | 食料、飲料水及び生活必需品等の供給..... | 130 |

|      |                                |     |
|------|--------------------------------|-----|
| 第20節 | 災害ボランティアの受入、支援.....            | 131 |
| 第21節 | 文教対策.....                      | 132 |
| 第22節 | 廃棄物等の処理.....                   | 133 |
| 第23節 | 防疫・保健衛生及び環境衛生対策.....           | 136 |
| 第24節 | 遺体対策.....                      | 137 |
| 第25節 | 住宅確保及び応急対策.....                | 138 |
| 第26節 | 孤立地区対策.....                    | 139 |
| 第4章  | 地震災害復旧・復興計画 .....              | 140 |
| 第1節  | 災害復旧事業の実施.....                 | 142 |
| 第2節  | 生活再建等支援対策の実施.....              | 145 |
| 第3節  | 激甚災害の指定.....                   | 147 |
| 震災編  | 津波災害対策計画.....                  | 148 |
| 第1章  | 津波災害予防計画 .....                 | 148 |
| 第1節  | 津波災害の予防.....                   | 149 |
| 第2節  | 情報伝達体制の整備.....                 | 152 |
| 第3節  | 防災活動体制の整備.....                 | 155 |
| 第4節  | 避難予防対策.....                    | 157 |
| 第5節  | 救急・救助、医療体制の整備.....             | 169 |
| 第6節  | 交通確保、輸送体制の整備.....              | 171 |
| 第7節  | 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備..... | 172 |
| 第8節  | 要配慮者等の安全確保体制の整備.....           | 173 |
| 第9節  | 防疫・保健衛生、廃棄物処理体制の整備.....        | 174 |
| 第10節 | 防災知識の普及・啓発及び防災訓練.....          | 175 |
| 第2章  | 津波災害応急対策計画 .....               | 180 |
| 第1節  | 災害応急活動体制.....                  | 181 |
| 第2節  | 災害情報の収集・伝達及び広報.....            | 183 |
| 第3節  | 避難活動.....                      | 188 |

|      |                          |     |
|------|--------------------------|-----|
| 第4節  | 救急・救助、医療及び警備活動.....      | 191 |
| 第5節  | 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動..... | 193 |
| 第6節  | 食料、飲料水及び生活必需品等の供給.....   | 194 |
| 第7節  | 要配慮者の安全確保.....           | 195 |
| 第8節  | 文教対策.....                | 196 |
| 第9節  | 防疫・保健衛生等に関する活動.....      | 198 |
| 第10節 | 応急復旧及び二次災害の防止活動.....     | 200 |
| 第11節 | 住宅確保及び応急対策.....          | 202 |
| 第3章  | 津波災害復旧・復興計画 .....        | 204 |
| 第1節  | 災害復旧事業の実施.....           | 204 |
| 第2節  | 生活再建等支援対策の実施.....        | 207 |

## 震災編 地震災害対策計画

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の概要

##### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき浜田市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して市の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

##### 第2 計画の性格等

###### 1 計画の前提

本計画は、市域の震災対策の基本計画であり、本章第5節「地震被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓を反映する。東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓としては、「自然現象は不確実性を伴うことから、想定には一定の限界があること」、「市町村の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

###### 2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。そのため、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。

また、国から県及び市に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び市地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

###### 3 防災計画以外の計画との整合性の確保等

###### (1) 他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保

本計画は、市域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有する。したがって、本計画は、災害対策基本法と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。このため、市及び

各防災関係機関等は、防災の観点から、計画間の整合性を確保するために必要な確認を行う。

また、その他の計画（開発計画、投資計画等）についても、防災の観点から必要な確認を行う。

(2) 個別法に基づく市地域防災計画への記載事項

次に掲げる事項は、個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされており、市地域防災計画に必要事項を確実に位置づける。

ア 大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する事項

イ 津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項

(3) 市地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、市地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。

また、県は、同法第13条に基づき、県の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として島根県国土強靱化計画を策定している。

国、指定公共機関、県及び市は、国土強靱化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靱化に関する基本目標＞

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家（県）及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

5 計画の周知、習熟

本計画は、市、県及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は市民にも広く周知徹底する。

また、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の役割などを



踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高める。

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

### 第1 防災の基本理念及び施策の概要

- 1 市において想定される大規模地震災害時は、次に示すような災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が生ずることが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 災害対策の実施に当たっては、市、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、市、国、県を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、県、公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

| 危険等             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害による人命危険       | <ul style="list-style-type: none"><li>・家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険</li><li>・転倒・落下した家具による人命危険</li><li>・ブロック塀等の倒壊による人命危険</li><li>・津波による人命危険</li><li>・地震火災による人命危険</li><li>・地震時の斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険</li><li>・重傷患者等の診療機会喪失による人命危険</li><li>・高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険</li></ul> |
| 災害による生活上の制約（障害） | <ul style="list-style-type: none"><li>・長期の避難所生活</li><li>・長期の応急仮設住宅生活</li><li>・長期にわたる生活再建の困難</li><li>・ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約</li><li>・その他の生活上の重度の制約（例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）</li></ul>                                              |

### 第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

第1編第1章第2節「防災の基本理念及び施策の概要 第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要」を参照。

### 第3節 地域防災計画において重点を置くべき事項

#### 第1 地域防災計画において重点を置くべき事項

次にあげる事項以外は、第1編第1章第3節「地域防災計画において重点を置くべき事項及び留意点」を参照。

##### 津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

- ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、市民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

## 第4節 浜田市の地震防災環境

### 第1 自然的条件

第1編第1章第4節「浜田市の概況」を参照。

### 第2 防災対策推進上の留意点

第1編第1章第3節第2「防災対策推進上の留意点」を参照。

### 第3 災害履歴

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表

(松江地方気象台)

| 発生年月日                             | 北緯     | 東経      | 規模(M)                               | 震央地名(地震名)       | 被害状況                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|--------|---------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 880. 11. 23<br>元慶4. 10. 14        | 35. 4° | 133. 2° | 7<br>程度                             | 出雲              | 神社、仏閣、家屋転倒す。                                                                                                                                              |
| 1026. 6. 16<br>万寿3. 5. 23         | 不明     | 不明      | 不明                                  | 石見              | 現益田市高津川河口沖にあった鴨島が大波（あるいは大海嘯）によって崩され、海中に没したという。波は川沿いに16km上流に達したという。被害は50km以上東の黒松（現江津市黒松町）にまで及んだ。                                                           |
| 1676. 7. 12<br>延宝 4. 6. 2         | 34. 5° | 131. 8° | 6. 5<br>程度                          | 石見              | 津和野城石垣など崩れ、侍屋敷の石垣・塀破損。本丸櫓2カ所・出丸櫓2カ所崩れ、天守は別条なし。石垣崩れ17カ所、同孕72カ所。町方家蔵大分損、家屋倒潰133、うち16は土蔵、死7、傷35、田畑50町ほど潰込みあるいは水除崩る。                                          |
| 1748. 6. 18<br>寛延1. 5. 23         | 不明     | 不明      | 不明                                  | 松江（雲州地震）        | 松江鶴部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲私史抜萃」による。                                                                                                                             |
| 1778. 2. 14<br>安永7. 1. 18         | 34. 6° | 132. 0° | 6. 5<br>程度                          | 石見              | 那賀郡波佐村（現浜田市）で石垣崩る。都茂村（現益田市）で落石。三隅川沿いで山崩れ・家潰れなどありしとのこと。                                                                                                    |
| 1823. 1. 14<br>文政 5. 12. 3        | 不明     | 不明      | 不明                                  | 石見              | 美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村（現益田市）で潰家10戸。                                                                                                                              |
| 1835. 3. 12<br>天保6. 2. 14         | 35. 1° | 132. 6° | 5 <sup>1</sup> / <sub>2</sub><br>程度 | 石見              | 島根県高畑村（現美郷町）で石地蔵・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。                                                                                                                         |
| 1854. 12. 24<br>嘉永 7 〈安政1〉. 11. 5 | 33. 0° | 135. 0° | 8. 4                                | 和歌山県南方沖（安政南海地震） | 出雲杵築大社（現出雲市）で潰150棟。                                                                                                                                       |
| 1859. 1. 5<br>安政5. 12. 2          | 34. 8° | 131. 9° | 6. 2±<br>0. 2                       | 石見              | 島根県一帯、特に那賀郡・美濃郡が強く、波佐村（現浜田市）で山崩れがあり、周布村（現浜田市）では潰家数戸。下道川村（現益田市）で家・土蔵小損4。美濃村（現益田市）で潰家10。高城村（現益田市）で石垣、吉賀川の堤防崩る。被害総計、家潰56、蔵損14、寺社倒2、山崩れ10、田畑損31町余、ほか道・橋・堤損多し。 |
| 1859. 10. 4                       | 34. 5° | 132. 0° | 6. 0～                               | 石見              | 島根県那賀郡で強く、周布村（現浜田市）で                                                                                                                                      |

震災編 地震災害対策計画  
第1章 総則

|                      |           |            |         |                       |                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-----------|------------|---------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安政6.9.9              |           |            | 6.5     |                       | も数戸倒潰し、地割れあり、匹見町では田地・往還・橋などの損がところどころにあり、居宅大損4があった。                                                                                                              |
| 1872.3.14<br>明治5.2.6 | 35.15°    | 132.1°     | 7.1±0.2 | 島根県西部<br>沿岸<br>(浜田地震) | 約1週間くらい前から鳴動、当日午前11時頃微震。ついで本震の約1時間前にかなりの地震。また8～10分前に微震あり。<br>島根県では、死者551、負傷者582、全潰4,506、半壊6,072、焼失230、山崩れ6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。                   |
| 1904.6.6<br>明治37年    | 35.3°     | 133.2°     | 5.8     | 島根県東部                 | 同日の3時40分に経度、緯度を同じくするM=5.4の地震があった。前の地震で能義郡大塚村(現安来市)で家屋の壁破損1、同郡母里村(現安来市)で堤防の亀裂2。本震で能義郡宇賀荘村(現安来市)で堤防の亀裂、大塚村・母里村で瓦の墜落などの被害があった。                                     |
| 1914.5.23<br>大正3年    | 35.35°    | 133.2°     | 5.8     | 島根県東部                 | 島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等などがあり、玉造温泉では湧出量が3倍となり昇温した。【気象集誌】                                                                                                   |
| 1941.4.6<br>昭和16年    | 34° 31.6′ | 131° 38.0′ | 6.2     | 山口県北部                 | 山口・島根県境付近に小被害。須佐・江崎(山口県)およびその付近で土塀崩壊・墓石転倒・崖崩れ・道路の亀裂などがあり、益田・石見津田駅間で線路約10cm沈下し貨車が転覆した。                                                                           |
| 1943.9.10<br>昭和18年   | 35° 28.3′ | 134° 11.0′ | 7.2     | 鳥取県東部<br>(鳥取地震)       | 壁に亀裂が生じ、屋根瓦数枚落ちた。煙突折れ、南方へ面した石碑南方へ倒れた(20基)。【鳥取地震概報 中央气象台】                                                                                                        |
| 1946.12.21<br>昭和21年  | 32° 56.1′ | 135° 50.9′ | 8.0     | 和歌山県南方<br>沖(南海地震)     | 島根県では、死者9、負傷者16、住家全壊71、住家半壊161、道路・橋梁・堤防にも損壊があった。                                                                                                                |
| 1950.8.22<br>昭和25年   | 35° 10.1′ | 132° 38.6′ | 5.2     | 島根県西部                 | 震央付近で崖崩れ・壁の亀裂・墓石の転倒・井水の白濁などの微小被害があった。                                                                                                                           |
| 1964.6.16<br>昭和39年   | 38° 22.2′ | 139° 12.7′ | 7.5     | 新潟県下越沖<br>(新潟地震)      | 津波が本震の約15分後から日本海沿岸各地を襲い、島根県隠岐島でも水田が冠水した。島根県では住家床下浸水1、住家一部破損38、水田冠水10haの被害があった。                                                                                  |
| 1977.5.2<br>昭和52年    | 35° 09.0′ | 132° 42.0′ | 5.6     | 島根県東部                 | 震央付近で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、地割れなど軽微な被害が見られた。掛合町小原地区(現雲南市)では墓石がすべて倒れた。<br>住家一部破損108棟、非住家被害55棟、公共建物被害129棟、道路損壊59箇所、その他農地などにも被害。(昭和52年島根県災害年報より)                              |
| 1978.6.4<br>昭和53年    | 35° 05.0′ | 132° 42.0′ | 6.1     | 島根県東部                 | 三瓶山の南東の大田市志学、頓原町(現飯南町)、邑智町(現美郷町)に被害。壁の亀裂・剥落、墓石の転倒、石垣や道路の小被害、崖崩れがあった。<br>住家半壊5棟、住家一部破損55棟、非住家被害27棟、公共建物被害7棟、文教施設破損2箇所、道路損壊43箇所、水道損壊9箇所、崖くずれ3箇所等。(昭和53年島根県災害年報より) |
| 1983.5.26<br>昭和58年   | 40° 21.6′ | 139° 04.4′ | 7.7     | 秋田県沖<br>(昭和58年        | この地震による津波で隠岐地方と島根半島を中心に多数の船舶・港湾施設に被害があ                                                                                                                          |

震災編 地震災害対策計画  
第1章 総則

|                        |           |            |      |                                                |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|-----------|------------|------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |           |            |      | (1983 年)<br>日本海中部<br>地震)                       | り、浸水家屋などもあった。負傷者 5 人、住<br>家床上浸水 141 棟、住家床下浸水 277 棟、非<br>住家浸水 86 棟、公共建物浸水 17 棟、漁船被<br>害 319 隻等。(昭和 58 年島根県災害年報より)                                                                           |
| 1991. 8. 28<br>平成 3 年  | 35° 19.4′ | 133° 11.2′ | 5. 9 | 島根県東部                                          | 被害の主なものは、天井・壁・床に亀裂、石垣<br>にヒビ、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦のず<br>れ・落下、道路に亀裂・落石、JR 山陰・山陽両<br>線等で運休、大幅な遅れ等があった。<br>住家一部破損 22 棟、非住家被害 1 棟、公共建<br>物被害 6 棟等。(平成 3 年島根県災害年報より)                                  |
| 1993. 7. 12<br>平成 5 年  | 42° 46.9′ | 139° 10.8′ | 7. 8 | 北海道南西沖<br>(平成 5 年<br>(1993 年)<br>北海道南西沖<br>地震) | 津波により隠岐地方、島根半島の沿岸、港湾、<br>漁船などを中心に被害が発生した。住家床上<br>浸水 5 棟、住家床下浸水 78 棟、漁船被害 93<br>隻、漁具被害 19 件等。(平成 5 年島根県災害<br>年報より)                                                                          |
| 1997. 6. 25<br>平成 9 年  | 34° 26.4′ | 131° 39.9′ | 6. 6 | 山口県中部                                          | 住家一部損壊 3 棟、非住家一部損壊 4 棟、公<br>共建物被害 7 棟等。(平成 9 年島根県災害年<br>報より)                                                                                                                               |
| 2000. 10. 6<br>平成 12 年 | 35° 16.4′ | 133° 20.9′ | 7. 3 | 鳥取県西部<br>(平成 12 年<br>(2000 年)<br>鳥取県西部<br>地震)  | 伯太町(現安来市)・八束町(現松江市)・安<br>来市等で大きな被害が発生し、農作物にも安<br>来市・東出雲町(現松江市)・伯太町で大きな<br>被害が出た。<br>重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全壊 34 棟、住家<br>半壊 576 棟、住家一部損壊 3,456 棟、道路被<br>害 43 箇所、橋梁被害 2 箇所等。(平成 12 年<br>島根県災害年報より) |
| 2001. 3. 24<br>平成 13 年 | 34° 07.9′ | 132° 41.6′ | 6. 7 | 安芸灘<br>(平成 13 年<br>(2001 年)<br>芸予地震)           | 軽傷者 3 名の他、住宅、道路、農業施設等に<br>大きな被害が発生した。<br>住家一部損壊 10 棟、公共建物被害 1 棟、道<br>路被害 2 箇所等。(平成 13 年島根県災害年報<br>より)                                                                                      |
| 2018. 4. 9<br>平成 30 年  | 35° 11.0′ | 132° 35.2′ | 6. 1 | 島根県西部                                          | 重傷 2 名、軽傷 7 名、住家全壊 16 棟、住家<br>半壊 58 棟、住家一部損壊 556 棟等。(島根県<br>「4 月 9 日島根県西部を震源とする地震に係<br>る被害状況等について(最終報)」より)                                                                                 |

参考：地震調査研究推進本部：日本の地震活動

宇佐美龍夫・石井 寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子：日本被害地震総覧 599-2012

## 第5節 地震被害想定

島根県内における地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、県は、平成28年度から平成29年度にかけて、島根県地震・津波被害想定調査を行った。

調査実施に当たっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、更にそのときに起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測した。

第1編第1章第5節「災害の想定 第11 震災」を参照。

## 第6節 減災目標

島根県地域防災計画（震災編）第1編第6章「減災目標」を参照。



## 第7節 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

第1編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を参照。

## 第2章 地震災害予防計画

本市における周到でかつ十分な地震災害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

### 第1 地震、津波災害に強いまちづくり

地震・津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震、津波災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市、県及び防災関係機関は、地盤災害、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 第2 地震災害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や災害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震・津波警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、地震、津波、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

更に、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより耐震性の確保に努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

### 第3 防災教育の推進

地震、津波災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び県民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の育成・強化、NPO・災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び市民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

## 第1節 地盤災害の予防

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤の危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

#### 2 留意点

地盤災害は地域特性が極めて顕著な要因であり、特に本市の大半は新第三紀よりも古い堆積物で構成されており絶えず風化浸蝕作用が起こっていることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

### 第2 崩壊危険地域の予防対策

#### 1 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

第2編第1章第2節第3「地すべり災害の防止対策」を参照

#### 2 急傾斜地崩壊危険区域

第2編第1章第2節第2「がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策」を参照

#### 3 土石流災害の予防対策

第2編第1章第2節第4「土石流災害の防止対策」を参照

#### 4 土砂災害防止法による防止対策

第2編第1章第2節第5「土砂災害防止法による防止対策」を参照

### 第3 液状化危険地域の予防対策

#### 1 液状化現象の調査研究

沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

市は、県等防災関係機関と協力して大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する

研究成果を踏まえ、市域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の市民への普及に努める。

## 2 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

### (1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

#### ア 地盤改良による工法

（ア）地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法

（イ）振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）

（ウ）押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法

（エ）地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）

（オ）地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

#### イ 構造物で対応する方法

（ア）構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法

（イ）支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

### (2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

（ア）置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。

（イ）基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。

（ウ）基礎杭を用いる。

### (3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

#### ア 管路に施す工法

（ア）既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

（イ）新設管の耐震化

a 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。

- b ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- c 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

イ 地盤改良工法

上記「(1) 土木施設構造物 ア 地盤改良による工法」に同じ

#### 第4 造成地の予防対策

##### 1 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

##### 2 災害防止に関する指導基準

###### (1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

また、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

###### (2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

###### (3) 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

#### 第5 土地利用の適正化

##### 1 土地条件の評価

###### (1) 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

###### (2) 災害強度評価の実施

上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していく。

###### (3) 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般市民に対して公開することにより、市民の意識を啓発し、市民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

## 2 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、更に土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

## 第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設は、市民の日常生活、経済活動、また地震発生時の応急活動において重要な役割を果たす。

これらの公共施設について、災害後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

#### 2 留意点

##### (1) 地域特性と対策の検討

地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していく必要がある。

##### (2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設及び道路、鉄道、港湾等の交通施設における地震動や地盤の液状化による管路網の破損及び断線あるいは盛土の崩壊等による路盤や路床の破損等の被害は、地震発生後の応急対策活動や市民生活に大きな影響を与える。

しかも、ライフライン施設や交通施設は線的な施設であるため、ネットワーク全体の機能の復旧には長期間を要するケースも想定される。したがって、事前にこうした機能を確保するための対策を講ずることは、災害対策全体にとっても果たす役割は大きい。

このことから、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信等については、各施設等の耐震化や施設・機能等の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

##### (3) 防災上重要な施設の耐震化

構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動や避難救護活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものについて、施設の耐震化を重点的に推進していくことが重要である。

このため、市、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保に特に配慮する。

(4) 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物処理計画を策定するとともに広域処理体制の確立に努める。

(5) 各種データの整備保全

市及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データ）の整備保存並びにバックアップ体制の整備保全を行う。

(6) 災害に強いまちの形成

それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(7) まちづくりにおける安全性の確保の促進

国及び地方公共団体は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(8) 緊急輸送道路の整備

国、県及び市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難者、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(9) 防災減災目標の設定

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度を踏まえて検討するよう努める。

また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(10) 立地適正化計画の推進

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。



## 第2 建築物の災害予防

### 1 建築物の防災体系の整備

#### (1) 建築物の耐震化指針等の策定

建築物の用途や防災上の位置付け及び所在地域の条件等を勘案して耐震性能向上の指針を策定する。

#### (2) 建築物防災推進体制の整備

耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

#### (3) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、県民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

#### (4) 空家等の状況確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

### 2 建築物の耐震化の推進

#### (1) 防災上重要な建築物の耐震化

市及び県は、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### (2) 特定建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「島根県建築物耐震改修促進計画」の実現に向け、法に定める特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物、危険物の貯蔵等をすする建築物、多数の者の円滑な通行・避難を困難とするおそれのある建築物）の所有者に対し指導・助言を行うほか、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

#### (3) 人的被害の防止措置

市、県及び施設管理者は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置さ

れているブロック塀や看板・建物飾りの倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。この際、市及び県は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

#### (4) 社会福祉施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の利用者の安全確保を図るために、耐震化対策を講じていない施設等の管理者に対して、耐震診断や耐震改修について必要に応じ指導又は助言を行う。

### 防災上重要な建築物

#### 1. 防災上の拠点施設

##### 災害対策の中核施設（県）

| 建物名称    | 地区 | 構造・階   | 建物名称     | 地区 | 構造・階   | 建物名称       | 地区 | 構造・階      |
|---------|----|--------|----------|----|--------|------------|----|-----------|
| 県庁 本庁舎  | 松江 | RC. 6  | 県庁 南庁舎   | 松江 | RC. 6  | 県庁 東庁舎     | 松江 | RC. 4     |
| 県庁 議会棟  | 松江 | RC. 3  | 議事堂別館    | 松江 | RC. 4  | 県庁 分庁舎     | 松江 | RC. 3     |
| 県庁第二分庁舎 | 松江 | RC. 4  | 松江合同庁舎   | 松江 | SRC. 7 | 雲南合同庁舎     | 木次 | RC. 5     |
| 出雲合同庁舎  | 出雲 | SRC. 7 | 川本合同庁舎   | 川本 | RC. 5  | 浜田合同庁舎     | 浜田 | RC. 6     |
| 益田合同庁舎  | 益田 | RC. 6  | 隠岐合同庁舎   | 隠岐 | RC. 6  | 警察本部庁舎     | 松江 | SRC+RC. 7 |
| 警察署(12) |    | RC     | 運転免許センター | 松江 | S. 4   | 西部運転免許センター | 浜田 | S. 3      |

##### 災害対策の中核施設（市）

| 建物名称     | 構造・階  | 建物名称     | 構造・階  | 建物名称       | 構造・階  |
|----------|-------|----------|-------|------------|-------|
| 市役所 本庁舎  | RC. 6 | 市役所 東分庁舎 | S. 2  | 市役所 西分庁舎   | RC. 4 |
| 市役所 北分庁舎 | RC. 4 | 金城支所庁舎   | RC. 3 | 旭支所庁舎      | S. 3  |
| 弥栄支所庁舎   | RC. 2 | 三隅支所庁舎   | RC. 3 | 消防本部・浜田消防署 | RC. 2 |
| 東部消防署    | S. 1  | 西部消防署    | RC. 1 |            |       |

##### 災害対策の活動拠点（県）

| 建物名称        | 地区 | 構造・階  | 建物名称        | 地区 | 構造・階      | 建物名称      | 地区 | 構造・階  |
|-------------|----|-------|-------------|----|-----------|-----------|----|-------|
| 松江保健所       | 松江 | RC. 5 | 雲南保健所       | 木次 | RC. 2     | 出雲保健所     | 出雲 | RC. 2 |
| 浜田保健所       | 浜田 | RC. 3 | 益田保健所       | 益田 | RC. 2     | 県央保健所     | 大田 | RC. 2 |
| 消防学校        | 松江 | RC. 2 | 大田集合庁舎      | 大田 | S. 2      | 仁多集合庁舎    | 木次 | RC. 3 |
| 島前集合庁舎      | 隠岐 | RC. 2 | 広瀬土木事業所     | 松江 | RC. 1     | 津和野土木事業所  | 益田 | S. 1  |
| 農業技術センター    | 出雲 | RC. 4 | 水産技術センター    | 浜田 | RC. 3     | 漁業無線指導所   | 浜田 | RC. 1 |
| 畜産技術センター    | 出雲 | RC. 2 | 産業技術センター    | 松江 | SRC+RC. 4 | 保健環境科学研究所 | 松江 | RC. 5 |
| 宍道湖東部浄化センター | 松江 | RC. 3 | 宍道湖西部浄化センター | 出雲 | RC. 2     | 第二浜田ダム管理所 | 浜田 | RC. 2 |
| 三瓶ダム管理所     | 大田 | RC. 2 | 銚子ダム管理所     | 隠岐 | RC. 2     | 警察本部平成庁舎  | 松江 | RC. 3 |
| 広域交番(5)     |    | RC    | 警察航空隊       | 出雲 | S. 1      |           |    |       |

##### 災害対策の活動拠点（市）

| 建物名称        | 構造・階  | 建物名称       | 構造・階  | 建物名称       | 構造・階  |
|-------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| 浜田消防署桜ヶ丘出張所 | RC. 1 | 東部消防署金城出張所 | RC. 1 | 東部消防署旭出張所  | S. 1  |
| 西部消防署弥栄出張所  | S. 1  | 西部消防署三隅出張所 | RC. 1 | 消防ポンプ車庫    | -     |
| 大麻診療所       | RC. 1 | 波佐診療所      | S. 1  | 波佐診療所小国出張所 | RC. 1 |

|        |      |       |       |           |      |
|--------|------|-------|-------|-----------|------|
| あさひ診療所 | S. 1 | 弥栄診療所 | RC. 1 | 浜田市防災備蓄倉庫 | S. 1 |
|--------|------|-------|-------|-----------|------|

## 2. 多数の人の受け入れが可能な建物（県）

| 建物名称               | 地区 | 構造・階      | 建物名称        | 地区 | 構造・階     | 建物名称                 | 地区 | 構造・階    |
|--------------------|----|-----------|-------------|----|----------|----------------------|----|---------|
| 島根県民会館             | 松江 | RC. 4     | 出雲空港ターミナルビル | 出雲 | S. 3     | 県立図書館                | 松江 | RC+S. 2 |
| 県庁第三分庁舎            | 松江 | RC. 2     | 県立美術館       | 松江 | SRC+S. 2 | 島根県芸術文化センター          | 益田 | RC. 2   |
| 県立武道館              | 松江 | RC+S. 3   | 石見武道館       | 浜田 | RC. 2    | 県立体育館                | 浜田 | RC+S. 3 |
| 産業交流会館             | 松江 | SRC+RC. 5 | 女性総合センター    | 大田 | SRC. 6   | 東部総合福祉センター           | 松江 | RC. 5   |
| 西部総合福祉センター         | 浜田 | RC. 4     | 県立はつらつ体育館   | 松江 | RC. 2    | 三瓶自然館                | 大田 | RC+S. 2 |
| しまね海洋館             | 浜田 | RC. 3     | 宍道湖自然館      | 出雲 | RC. 2    | 県立大学                 | 浜田 | RC. 3   |
| 県立大学松江キャンパス        | 松江 | RC. 4     | 県立大学出雲キャンパス | 出雲 | RC. 3    | 農林大学校                | 大田 | RC. 3   |
| 県立学校 校舎            |    | RC        | 高等技術校 校舎    |    | RC. S    | 松江高等看護学校             | 松江 | RC+S. 3 |
| 石見高等看護学校           | 益田 | RC. 3     | 自治研修所       | 松江 | RC. 3    | 中央児童相談所              | 松江 | RC. 2   |
| 出雲児童相談所            | 出雲 | S. 1      | 浜田児童相談所     | 浜田 | S. 1     | 益田児童相談所              | 益田 | CB. 1   |
| わかたけ学園             | 松江 | RC. 2     | 物産観光館       | 松江 | S. 2     | 青少年の家                | 出雲 | RC. 3   |
| 少年自然の家             | 浜田 | S. 1      | 浜山公園体育館     | 出雲 | RC. 2    | 浜山公園陸上競技場<br>メインスタンド | 出雲 | RC. 4   |
| 浜山公園野球場<br>バックスタンド | 出雲 | RC. 1     | 浜田技術センター    | 浜田 | RC. 2    |                      |    |         |

3. 指定避難所（1、2の重複分を含む）

第2編第1章第10節「避難予防対策 第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知」を参照。

3 建築物の不燃化の推進

第2編第1章第3節「都市構造の防災化 第3 都市の不燃化の推進」を参照。

### 第3 まちの不燃化

1 都市の防災構造化の推進

第2編第1章第3節「都市構造の防災化 第4 防災空間の確保」を参照。

2 道路、公園等の整備

第2編第1章第3節「都市構造の防災化 第4 防災空間の確保」を参照。

3 市街地整備事業による整備

第2編第1章第3節「都市構造の防災化 第2 防災的な土地利用の推進」を参照。

### 第4 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、LPガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電気施設の安全性の確保

(1) 発電所等の現況

企業局は、県内に19箇所の発電所及び2箇所の利水ダム（砂防との共同施設）を管理しており、発生した電気を中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社に供給している。

うち、西部事務所の発電所及びダムの概要は、次表のとおりである。

ア 発電所

| 所轄事務所名                    | 西部事務所                                 |                                         |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------|
| 発電所所在地<br>使用河川            | 八戸川第一発電所<br>江津市桜江町江尾104-2<br>江の川水系八戸川 | 八戸川第二発電所<br>江津市桜江町八戸1661-34<br>江の川水系八戸川 | 三隅川発電所<br>浜田市三隅町下古和1040-2<br>三隅川水系三隅川 |
| 最大出力[kW]                  | 6,300                                 | 2,500                                   | 7,900                                 |
| 最大使用水量[m <sup>3</sup> /s] | 11.47                                 | 10.00                                   | 4.70                                  |
| 所轄事務所名                    | 西部事務所                                 |                                         |                                       |

|                                                                            |                                                                |                                                             |                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 発 電 所<br>所 在 地<br><br>使 用 河 川<br>最 大 出 力 [kW]<br>最大使用水量[m <sup>3</sup> /s] |                                                                | 御部発電所<br>浜田市三隅町上古和913-13<br><br>三隅川水系三隅川<br><br>460<br>2.00 | 大長見発電所<br>浜田市長見町934-14<br><br>周布川水系周布川<br><br>199<br>0.78     |
| 所轄事務所名                                                                     | 西部事務所                                                          |                                                             |                                                               |
| 発 電 所<br>所 在 地<br>使 用 河 川<br>最 大 出 力 [kW]<br>最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]     | 勝地発電所<br>江津市桜江町八戸1216-4<br>江の川水系八戸川<br><br>770<br>3.00         | 八戸川第三発電所<br>江津市桜江町八戸1661-35<br>江の川水系八戸川<br><br>240<br>0.60  | 江津高野山風力発電所<br>江津市二宮町、敬川町、千田町<br>—<br>20,700 (2,300kW×9基)<br>— |
| 所轄事務所名                                                                     | 西部事務所                                                          |                                                             |                                                               |
| 発 電 所<br>所 在 地<br>使 用 河 川<br>最 大 出 力 [kW]<br>最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]     | 江津浄水場太陽光発電所<br>江津市松川町上河戸703<br>—<br>430<br>—                   | 江津地域拠点工業団地太陽光発電所<br>江津市松川町上河戸390-17<br>—<br>—<br>1,200      |                                                               |
| 所轄事務所名                                                                     | 西部事務所                                                          |                                                             |                                                               |
| 発 電 所<br>所 在 地<br>使 用 河 川<br>最 大 出 力 [kW]<br>最大使用水量[m <sup>3</sup> /s]     | 三隅港臨海工業団地太陽光発電所<br>浜田市三隅町岡見6323-2, 7, 9, 10<br>—<br>1,800<br>— | 石見空港太陽光発電所<br>益田市市原町、内田町、高津町、飯田町<br>—<br>—<br>3,490         |                                                               |

#### イ 送電設備

|                                     |                                                    |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 所轄事務所名                              | 西部事務所                                              |
| 送 電 所<br>電 圧 [V]<br>亘 長 [km]<br>区 間 | 新八戸川送電線<br><br>66,000<br>3.9<br>八戸川第一発電所から八戸川第二発電所 |

#### ウ ダム

|                                                                                              |                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 所轄事務所名                                                                                       | 西部事務所                                                         |
| ダ ム<br>所 在 地<br>型 式<br>有効貯水容量[10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ]<br>集 水 面 積 [km <sup>2</sup> ] | 木都賀ダム<br>浜田市弥栄町木都賀イ1984-3<br>重力式コンクリートダム<br><br>1,558<br>62.0 |

これらの施設は、各施設の設計基準に準拠し建設されたものであるが、企業局が定めた保安規程に基づいた巡視、点検及び測定を実施し、施設の現況把握・事故の未然防止に努めるとともに防災計画を策定する。

#### (2) 自主保安体制の構築

企業局は、劣化診断や耐震診断など施設の安全性について調査を実施し、安全性の低い施設について、計画的に更新等の安全化対策を実施していく。

また、企業局危機管理計画を策定し、関係機関との連絡体制や事務分掌を明確にしておく。

#### (3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平素から災害対策諸施策を積極的に推進する。

#### 中国電力、中国電力ネットワーク

##### (1) 電気設備の現況

(令和4年3月31日現在)

| 種別         |         |     | 数量        |             |
|------------|---------|-----|-----------|-------------|
| 発 電 所      | 水力      |     | 箇 所 数     | 19          |
|            |         |     | 最大出力 (kW) | 137, 170    |
|            | 火力      | 汽力  | 箇 所 数     | 1           |
|            |         |     | 最大出力 (kW) | 1, 000, 000 |
|            |         | 内燃力 | 箇 所 数     | 2           |
|            |         |     | 最大出力 (kW) | 32, 700     |
|            | 原子力     |     | 箇 所 数     | 1           |
|            |         |     | 最大出力 (kW) | 820, 000    |
|            | 合計      |     | 箇 所 数     | 23          |
|            |         |     | 最大出力 (kW) | 1, 989, 870 |
| 送電線路       | 支持物数    |     | (基)       | 8, 003      |
|            | 長さ (亘長) |     | (km) 地中   | 62          |
|            |         |     | (km) 架空   | 1, 273      |
| 変 電 所      | 箇所 数    |     | 箇所        | 55          |
|            | 出力      |     | (kVA)     | 8, 716, 000 |
| 配電線路       | 支持物数    |     | (基)       | 261, 487    |
|            | 長さ (亘長) |     | (km) 地中   | 278         |
|            |         |     | (km) 架空   | 12, 909     |
| 配電塔 (22kV) |         |     | 箇所数       | 11          |
|            |         |     | 容量 (kVA)  | 50, 000     |
| 柱上変圧器      |         |     | 台数        | 99, 903     |
|            |         |     | 容量 (kVA)  | 1, 735, 460 |

※変電所扱いでない22kV柱上変圧器方式のものも含む

##### (2) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

| 設備      | 現況                                                                                             |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水力発電設備  | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。                                                   |
| 原子力発電設備 | 関連する法令、基準等を満足する設備となっている。また、原子炉等規制法に基づく原子炉施設保安規定並びに電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。 |
| 火力発電設備  | 関連する法令、基準等を満足する設備となっている。高層建築物及び重要設備                                                            |

|         |        |                                                                                               |
|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |        | については、動的解析を実施し、安全性を確保している。<br>また、電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。                 |
| 内燃力発電設備 |        | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。関連する法令、基準等を満足する設備となっており、安全性を確保している。               |
| 送電      | 架空送電設備 | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。架空送電線ルートを選定時には、地すべり地形や洪水被害のおそれがある箇所等を極力避けて選定している。 |
|         | 地中送電設備 | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。                                                  |
| 変電設備    |        | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。過去に水害に遭った箇所は、水害対策を行っている。                          |
| 配電      | 架空配電設備 | 電気事業法に基づく保安規程の定めによる巡視、点検等を実施し、事故の未然防止に努めている。                                                  |
|         | 地中配電設備 |                                                                                               |

中国電力株式会社は、次の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講じる。

#### ア 計画目標

| 設備      | 構造物                   | 設計方針                                                              |
|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 水力発電設備  | ダム<br>ゲート<br>機器<br>建物 | 河川管理施設等構造令・電気設備技術基準・発電電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」及び建築基準法等による。 |
| 原子力発電設備 | 機器<br>建物              | 原子炉等規制法、電気事業法、建築基準法の技術基準等による。                                     |
| 火力発電設備  | 機器<br>建物              | 電気事業法、建築基準法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。                        |
| 内燃力発電設備 | 内燃機関<br>建物<br>タンク     | 電気事業法、建築基準法、消防法の技術基準、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」等による。                    |
| 架空送電設備  | 鉄塔                    | 電気設備技術基準及び架空送電規程による。                                              |
| 地中送電設備  | 管路                    | 電気設備技術基準及び地中送電規程による。                                              |
| 変電設備    | 機器<br>建物              | 電気設備技術基準・発電電規程・電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」による。                    |
| 配電      | 架空配電設備                | 電気設備技術基準及び配電規程等による。                                               |
|         | 地中配電設備                |                                                                   |

### (3) 防災教育・訓練の充実

#### ア 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

#### イ 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 2 ガス施設の安全性の確保

都市ガス事業者（浜田ガス株式会社）

### (1) 都市ガス施設の現況

#### ア ガス製造施設

製造施設についてはガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。

原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備などの保安設備を設けている。

#### イ 供給施設

##### (ア) ガスホルダー

ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。

##### (イ) ガス導管

ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。導管材料には鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。

ガス導管の接合は、溶接・機械的接合・融着接合としている。従来工法のネジ接合導管や、白ガス管も残存しており順次計画的に入替を進めている。

なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。

緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

事故処理のため緊急要員及び緊急車両を待機させており、事故の処理、及び消防、警察関係機関への連絡体制を整えている。

また、日本ガス協会を中心とした全国的な復旧支援体制を整えている。

#### ウ 通信設備

有線では災害時優先電話に加入している。

無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。

#### エ 巡視・点検

ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。

地震等災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検をする。

#### オ 地震計の設置

都市ガス事業者構内に地震計（SI センサー）を設置しておりガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。

#### カ マイコンガスメーター

一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時にはおおむね震度5弱でガスを遮断する。



(2) 自主保安体制の構築

ア 施設の安全性強化

ガス導管については、ネズミ鋳鉄管、ネジ接合鋼管のポリエチレン管への入れ替えを促進し、耐震性のあるものとする。また、導管網ブロックの細分化を行い被害の拡大防止を図る。

イ 自主保安体制の整備

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存する。

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

(ウ) 緊急時の関係機関（防災協定事業者含む）に対する通報及び防災活動

(3) 防災教育・訓練の充実

ア 製造所の防災訓練

製造設備又はガス製造上の事故による二次災害防止を目的として、非常災害対策規則及び緊急措置要領に基づいて訓練を行う。なお必要により関係機関の実施指導を受ける。

イ 営業、供給部門の防災訓練

ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的とする。

病院等重要施設との共同訓練に参加する。

職員の緊急出動訓練を行い、出動途中での点検報告を行う。

県（防災部消防総務課）、県 LP ガス協会、LP ガス販売事業者（イワタニ島根株式会社浜田支店）

(1) LP ガス施設の現況

令和 5 年 4 月 1 日現在、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく販売業者は 104 社 145 店ある。

県及び県 LP ガス協会は LP ガス販売事業者に対し、災害予防のため、LP ガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、地震等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(2) 自主保安体制の構築

LP ガス販売事業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) LP ガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(ウ) 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

- ア 地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。
- イ 地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。
  - (ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容を説明する。
  - (イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する。
  - (ウ) 災害発生時は身の安全を確保し、揺れがおさまったら火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

### 3 上水道施設の安全性の確保

水道事業者（浜田市上下水道部）

#### (1) 水道施設の現況

水道事業は、市が経営しており、地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高い。

#### (2) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進する。

- ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。
- イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。
- ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。
- エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
- オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。
- カ 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。
- キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

#### (3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

### 4 下水道施設の安全性の確保

市（浜田市上下水道部）

#### (1) 下水道施設の現況

ポンプ場及び処理場については停電による機能停止が想定される。特に、地震被害としては、管渠の折損並びに継手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域は被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 下水道施設の整備・保守・点検

イ 協定等に基づく相互応援体制の整備

ウ 災害時用の資機材の整備

(3) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5 電気通信施設の安全性の確保

西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 津波等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火構造化を行う。

(2) 自主保安体制の構築

NTT とグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

NTT とグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加

する。

- ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ 気象、地震等に関する情報伝達訓練
- ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

（株）NTT ドコモ中国支社島根支店

（1）電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

（ア）建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

（イ）交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

（ウ）非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池自家発電機等を常備している。

ウ 移動用無線

（ア）通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

（イ）その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

（2）自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、（株）NTT ドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、（株）NTT ドコモ等 NTT ドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

（ア）主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。

（イ）指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

- (ウ) 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
  - (エ) 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
  - (オ) 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
  - (カ) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
  - (キ) 平素から災害復旧用資材を確保している。
- (3) 防災教育・訓練の充実
- 災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。
- なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。
- ア 非常召集の訓練
  - イ 災害予報及び警報等の伝達訓練
  - ウ 災害時における通信疎通確保の訓練
  - エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
  - オ 消防及び水防の訓練
  - カ 災害用伝言板サービスの運営

#### KDDI 株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

(2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

#### ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア 耐震対策

基地局並びにネットワークセンターは、建築基準法に則った耐震措置を施している。

イ 停電対策

停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。

ウ 伝送路対策

主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

(2) 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万々に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保する。

(3) 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

6 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第4 ライフライン施設の安全化」を参照。この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える（以下この節において同じ。）。

7 災害発生時の応急体制の整備

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第4 ライフライン施設の安全化」を参照。

8 防災資機材の整備

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第4 ライフライン施設の安全化」を参照。

9 防災知識の普及・啓発

関係課及び機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

## 第5 交通施設の安全化

1 道路施設

市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安

全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

#### 西日本高速道路株式会社

##### (1) 現況

高速道路等の現況（島根県内供用路線）

| 道 路 名         | 区 間      | 延長<br>(km) | I C 名                  |
|---------------|----------|------------|------------------------|
| 中国縦貫自動車道      | 吉賀町      | 22.3       | 六日市IC                  |
| 中国横断自動車道広島浜田線 | 邑南町～浜田市  | 36.4       | 瑞穂IC、旭IC、金城スマートIC、浜田IC |
| 中国横断自動車道尾道松江線 | 雲南市～松江市  | 26.3       | 三刀屋木次IC、宍道IC、松江玉造IC    |
| 山陰自動車道        | 松江市～出雲市  | 18.2       | 斐川IC、出雲IC              |
| 一般国道9号安来道路    | 安来市～東出雲町 | 18.7       | 安来IC、東出雲IC             |
| 一般国道9号江津道路    | 江津市～浜田市  | 14.5       | 江津IC、江津西IC、浜田東IC       |

高速道路等の設計に当たっては、耐震設計基準等に基づき、十分な安全対策を講じると共に、その維持管理に当たっては安全な道路交通の確保に努める。

##### (2) 災害予防計画

###### ア 予防のための点検及び耐震性の確保

営業中の高速道路等においては、耐震性を確保するため定期点検を実施し、災害予防措置に努める。

###### イ 利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、災害発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

###### ウ 資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ各種資機材、生活用品等の備蓄に努める。

#### 市、県等

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第5 交通施設の安全化」を参照。

#### 2 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社）

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第5 交通施設の安全化」を参照。

### 3 港湾施設

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第5 交通施設の安全化」を参照。

### 4 漁港施設

第2編第1章第4節「建築物・公共土木施設等の安全化 第5 交通施設の安全化」を参照。

## 第6 河川、砂防、治山等施設の耐震化

### 1 河川等施設

#### (1) 現況

県内には、斐伊川、飯梨川、伯太川、平田船川、神戸川、静間川、江の川、周布川、三隅川、益田川、高津川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。各河川の下流部は、堆積層となっており、軟弱地盤が多い。

また、沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている海岸保全施設では、沈下、崩壊等の被害が生じる危険性がある。

#### (2) 対策

河川堤防は、耐震点検の結果に基づき、今後、河道改修にあわせて必要な対策を行う。海岸保全施設は、耐震点検の結果、緊急に対策を要する箇所はなかったため、今後、定期点検に努め施設の安全性を確保する。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制とする。

### 2 砂防等施設

#### (1) 現況

本県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、地震による地山のゆるみの増加に伴い、土砂災害の危険性が一層高まることが予想されており、施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

#### (2) 砂防対策

砂防施設の整備により、避難路・指定緊急避難場所及び指定避難所等の保全を一層推進する。また、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び、砂防ダムへの地震計の設置や、雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

#### (3) 地すべり防止対策

地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止対策工事の実施に向け、市及び地域住民の協力のもとに、地すべり防止区域の指定の促進を図ると共に、順次対策事業を推進する。また、地震直



後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えると共に、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、地震直後の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図ると共に、地震による災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、市民への危険に対する啓発活動の実施、或いは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

(5) 治山施設

山腹崩壊地、荒廃溪流、山地災害危険地区の治山施設の整備により、山腹崩壊、土石流から被害の防止を図る。一定規模以上の治山ダムにおいては地震荷重を考慮する。既設の治山施設については、定期点検、緊急点検を実施し、亀裂や洗堀を発見した場合には、早急に補修する。

### 3 ダム

(1) 現況

県が所管しているダム及びダムゲートは、「河川管理施設等構造令」をはじめとした諸設計基準により設計しているが、耐震設計については同法令に基づき「震度法」により設計している。

(2) 保守管理

県が所管しているダム施設については、河川法及び河川法施行令に基づいて定めたダム操作規則・規程等により施設の点検を行う。地震が発生したときは、「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について（平成24年国水流第4号）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長）」に基づいて県内のダムの点検を行う。

農林水産部所管のダムについては「地震後の農業用ダム臨時点検要領（案）」（令和元年9月6日 元農振第1341号）に基づく点検を行う。企業局所管のダムについては上記点検のほか、電気事業法に基づく点検も行う。

地震の観測については、ダム堤体に設置した地震計により地震の情報を収集し、地震計を設置していないダムについては、順次地震計を設置して地震時の観測体制の強化、充実に図っていく。

### 4 ため池

(1) 現況

県内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。

老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、市民等に配布する。

## 第3節 危険物施設等の安全対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣 旨

市、県及び関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

#### 2 留意点

従来、公的機関による法規制を背景に、施設の安全対策が図られてきたが、阪神・淡路大震災の教訓により、各事業者の自主保安管理体制を前提とした法的な規制緩和措置がとられていることから、事業者の主体性を生かした安全対策を推進する必要がある。

### 第2 消防法に定める危険物施設の予防対策

#### 1 施設の現況

消防法に定める危険物施設の現況は、島根県地域防災計画（資料編）「危険物規制対象数」参照。

#### 2 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。

特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

### 第3 高圧ガス施設の予防対策

#### 1 施設の現況島根県地域防災計画（震災編）第1章第3節第3「高圧ガス施設の予防対策」を参照2 予防計画

##### （1）施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものとする。

##### （2）保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

イ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(3) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

## 第4 火薬類施設の予防対策

### 1 施設の現況島根県地域防災計画（震災編）第1章第3節第4「火薬類施設の予防対策」を参照2 予防計画

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

イ 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 火薬庫の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施

イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

ウ 防災設備の維持管理、整備予備点検

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

## 第5 毒劇物取扱施設の予防対策

### 1 施設の現況

毒劇物取扱施設の現況は次のとおりである。

保健所別毒劇物取扱施設数

(令和5年3月31日現在)

|    | 製造業 | 一般販売業 | 農薬用品目<br>販売業 | 特定品目<br>販売業 | 小 計 | 業務上<br>取扱者 |
|----|-----|-------|--------------|-------------|-----|------------|
| 松江 | 2   | 106   | 33           | 5           | 146 | 3          |
| 雲南 | 1   | 18    | 17           |             | 36  |            |
| 出雲 | 3   | 79    | 56           | 1           | 139 |            |
| 県央 |     | 18    | 26           |             | 44  |            |
| 浜田 | 1   | 47    | 16           |             | 64  |            |

|    |   |     |     |   |     |   |
|----|---|-----|-----|---|-----|---|
| 益田 | 1 | 45  | 20  |   | 66  |   |
| 隠岐 |   | 6   | 8   |   | 14  |   |
| 合計 | 8 | 319 | 176 | 6 | 509 | 3 |

## 2 予防計画

市・県は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

- (1) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (2) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (3) 治療方法を記した書類の整備

## 第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）に基づき、島根県においては平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第6次計画（令和3年度から7年度））を作成し、施設等の整備が進められている。

本市においては、同計画に定められた以下の施設等について、事業を選定して整備を図っている。

### 1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は、漁港施設（漁港漁場整備法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は、補強を要するもの
- (12) (7) から (11) までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (14) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (16) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

- (18) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (21) その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

## 第5節 防災活動体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、県、市、防災関係機関相互の連携体制及び広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

#### 2 留意点

- (1) 防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立する。
- (2) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 第2 災害対策本部体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第2 災害対策本部体制の整備」参照。

### 第3 防災中枢機能等の確保・充実

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第3 防災中枢機能等の確保・充実」参照。

### 第4 広域応援協力体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第4 広域応援協力体制の整備」参照。

### 第5 災害救助法等の運用体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第5 災害救助法等の運用体制の整備」参照。

### 第6 公的機関等の業務継続性の確保

- 1 市、県及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を



図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 特に、市、県及び防災関係機関は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- 3 市及び県は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

## 第7 複合災害体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第6 複合災害体制の整備」参照。

## 第8 罹災証明書の発行体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第7 罹災証明書の発行体制の整備」参照。

## 第6節 情報管理体制の整備

### 第1 基本的な考え方

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第1 基本的な考え方」参照。

### 第2 情報通信設備の整備

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第2 情報通信設備の整備」参照。

### 第3 震度・潮位観測情報等伝達体制の整備

#### 1 震度・潮位観測システム

##### (1) 震度情報ネットワークシステム

県内全19市町村59箇所（県設置分53箇所、気象庁設置分2箇所、防災科学技術研究所設置分4箇所）に設置する震度計の観測震度を収集・伝達するシステムで、国（消防庁）及び市町村の初動体制の早期確立を目的として整備されており、また、その情報を気象庁に提供することにより、気象庁が発表する震度情報等に活用している。

なお、気象庁が発表対象としている震度観測点には、県がシステムで収集するもののほか、気象庁及び防災科学技術研究所が設置するものが含まれている。

##### (2) 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

##### (3) 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

#### 2 警報及び注意報等伝達体制の整備

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備」参照。

### 第4 総合防災情報システムの運用

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第4 総合防災情報システムの運用」参照。

## 第7節 広報体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

#### 2 留意点

市及び県は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して特別警報及び警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグを含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

### 第2 市民への的確な情報伝達体制の整備

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第5 災害広報体制の整備等」参照。

### 第3 報道機関等との連携体制の整備

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第5 災害広報体制の整備等」参照。

### 第4 災害用伝言サービス活用体制の整備

第2編第1章第8節「情報管理体制の整備 第5 災害広報体制の整備等」参照。

## 第8節 避難予防対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため、市民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。市及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示等のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

#### 2 留意点

第2編第1章第10節「避難予防対策 第1 基本的な考え方 2」参照。

### 第2 避難体制の整備

第2編第1章第10節「避難予防対策 第3 避難体制の整備」参照。

### 第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

第2編第1章第10節「避難予防対策 第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知」参照。

### 第4 応急仮設住宅の確保体制の整備

第2編第1章第10節「避難予防対策 第5 応急仮設住宅等の確保体制の整備」参照。

## 第9節 火災予防

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震による被害のうち、火災は災害時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

#### 2 留意点

市、県及び消防本部は、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置などの器具の普及に努めるとともに、災害時の出火防止措置の徹底などの防災教育を推進する。

阪神・淡路大震災では、電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災が発生したので、今までと異なる出火防止対策への配慮が必要である。

### 第2 出火防止

#### 1 全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、市、県、消防本部は、耐震装置や過熱防止機構等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

#### 2 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

### 第3 初期消火

#### 1 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の市民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、市民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

市及び県は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

#### 2 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

### 第4 消防力の強化

#### 1 全体計画

災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

#### 2 現状と短期計画

災害対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

## 第10節 救急・救助体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

#### 2 留意点

市は、要配慮者に対する人命の安全確保を念頭に置き、救急・救助体制の整備、充実を図る。また、県及び市町村は、医療機関等と連携した救急・救助体制を整備する。

### 第2 救急・救助体制の整備

第2編第1章第11節「救急・救助体制の整備 第2 救急・救助体制の整備」参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

### 第3 救急・救助用資機材等の整備

第2編第1章第11節「救急・救助体制の整備 第3 救急・救助用資機材等の整備」参照。

## 第11節 医療体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害発生時において、市、県、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県 DPAT 実施要領」による。

#### 2 留意点

- (1) 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- (2) 災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、市、県、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。
- (3) 大規模災害が発生した場合、県内の医療チームや後方医療機関だけでは対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、隣接県をはじめとした他の自治体等との連携など災害時の広域的な連携体制の整備が必要である。

### 第2 情報収集管理体制の整備

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第2 情報収集管理体制の整備」参照。

### 第3 医療救護体制の整備

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第3 医療救護体制の整備」参照。

### 第4 防災訓練

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第4 防災訓練」参照。



## 第12節 交通確保、規制体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急交通路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

#### 2 留意点

- (1) 市は、県や道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者と連絡を取り合いながら警察機関と協議して、交通規制及び緊急通行等を実施する体制を確立しておく必要がある。
- (2) 災害時の緊急輸送活動を支援し、道路啓開及び規制対策を迅速に行うための人員及び、資機材の確保を目的として、あらかじめ啓開作業と関連する建設業協会や交通規制を実施するための県警備業協会等との協力体制の強化を図る必要がある。

### 第2 交通規制の実施責任者

第2編第1章第13節「交通確保・規制体制の整備 第2 交通規制の実施責任者」参照。

### 第3 交通規制の実施体制の整備

第2編第1章第13節「交通確保・規制体制の整備 第3 交通規制の実施体制の整備」参照。

### 第4 緊急通行車両等の事前届出・確認

第2編第1章第13節「交通確保・規制体制の整備 第4 緊急通行車両等の事前届出・確認」参照。

## 第13節 輸送体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

#### 2 留意点

島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」を基本に輸送体制の整備を図る。

### 第2 輸送体制の整備方針

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第2 輸送体制の整備方針」参照。

### 第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定」参照。

### 第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第4 緊急輸送道路啓開体制の整備」参照。

### 第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備」参照。

## 第14節 防災施設、装備等の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

県は、大規模地震災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点を整備するとともに、県内各地に災害用臨時ヘリポートを整備する。また、市及び県は、各種防災装備・資機材等を整備する。

#### 2 留意点

- (1) 広域防災拠点施設は、東西に長く地形地質特性から、災害により交通が寸断されやすい県の地域特性を考慮し、複数の地域ブロック単位で整備される。
- (2) 防災装備・資機材は、災害用臨時ヘリポート及び緊急輸送ネットワークの輸送拠点を活用し、県内各防災拠点を陸路・空路で有機的に結び、災害時に効果的に活用できるよう整備を図る必要がある。
- (3) 防災施設・装備等は、災害発生の初期段階においてその効果を最大限に発揮できるよう、立地、活用方法その他を考慮しつつ整備する。

### 第2 広域防災拠点の整備

#### 1 趣旨

大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、平常時において広域航空応援のベースキャンプ及び緊急物資、資機材の集積配給基地となる広域防災拠点を適正に管理する。

#### 2 広域防災拠点の整備

県東部消防学校隣接地（松江市）に、広域防災拠点を消防学校と一体として整備し、次の機能を担わせる。また、県西部（浜田市）に、備蓄機能のみ有する備蓄倉庫を整備する。

##### (1) 災害時広域航空応援のベースキャンプ機能

大規模災害時においては、航空機を用いた広域航空応援が不可欠となるが、県東部広域防災拠点は災害支援活動の中央基地となるため、防災航空隊員等災害対策要員のベースキャンプ機能を設ける。

##### (2) 緊急物資、資機材の集積配給基地機能

災害により生活に必要な物資の被害や、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合でも、市民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料、生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施するため、緊急物資・資機材の集積配給基地機能を設ける。

#### 3 広域防災拠点の管理・運営

県は、広域防災拠点の管理・運営を行う。

### 第3 災害用臨時ヘリポートの整備

#### 1 趣旨

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める

#### 2 臨時ヘリポートの選定

市は、県と協議の上、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。  
なお、孤立可能性のある地区は、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

#### 3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

#### 4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

### 第4 防災装備等の整備・充実

#### 1 趣旨

防災関係機関は、応急対策実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

#### 2 各種防災装備等の整備

- (1) ヘリコプター
- (2) 特殊車両
- (3) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

### 3 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

## 第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

### 第1 基本的な考え方

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第1 基本的な考え方」参照。

### 第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達計画の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達計画の整備」参照。

### 第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

## 第16節 廃棄物等の処理体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

#### 2 留意点

地震災害時において、廃棄物等は、時間経過とともに、主な生活上の制約（障害）となるため、災害廃棄物等の効果的な処理体制の整備を図る。

### 第2 廃棄物処理体制の整備

#### 1 趣旨

災害にともない大量に発生した廃木材やコンクリート殻類等の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備する。

#### 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市等（市及び広域行政組合。以下同じ。）は、第2編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。策定に当たっては、災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）を参考にする。

また、市及び県等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるよう、また、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

#### 3 維持管理対策

市等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

#### 4 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 環境衛生に支障がないこと。
- (2) 搬入に便利なこと。
- (3) 分別等適正処理の対応ができること。

#### 5 広域処理体制の確立

市等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

### 第3 し尿処理体制の整備

#### 1 趣旨

災害時に発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

#### 2 し尿処理要領の習熟と体制の整備

市等は、第2編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

災害時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、廃棄物処理計画（震災編）を一般廃棄物処理計画の特別計画編として策定しておく。

また、市及び県等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

#### 3 災害用仮設トイレの整備

市及び県等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

#### 4 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。



#### 第4 応援協力体制の整備

第2編第1章第16節「廃棄物等の処理体制の整備 第4 応援協力体制の整備」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

## 第17節 防疫・保健衛生体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時の被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

### 第2 防疫・保健衛生体制の整備

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第2 防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

### 第3 食品衛生、監視体制の整備

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第3 食品衛生、監視体制の整備」を参照。  
なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

### 第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄」を参照。

### 第5 動物愛護管理体制の整備

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第5 動物愛護管理体制の整備」を参照。

## 第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、市民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、市、県、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

### 第2 消防団の育成強化

第2編第1章第18節「消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 第2 消防団の育成強化」を参照。

### 第3 自主防災組織の育成強化

第2編第1章第18節「消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 第4 自主防災組織の育成強化」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

### 第4 市民による地区の防災活動の推進

第2編第1章第18節「消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化 第5 市民による地区の防災活動の推進」を参照。

## 第19節 企業（事業所）における防災の促進

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

市及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要がある。

### 第2 防災体制の整備

#### 1 県

県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、市とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、市が行う防災組織整備の支援を行う。

#### 2 市

市は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。なお、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

#### 3 企業（事業所）

- (1) 企業（事業所）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保などの防災体制の整備に努める。
- (2) 企業（事業所）は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

### 第3 事業継続の取組の推進

第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進 第3 事業継続の取組の推進」を参照。

### 第4 事業者による地区の防災活動の推進

第2編第1章第19節「企業（事業所）における防災の促進 第4 事業者による地区の防災活動

の推進」を参照。

## 第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

### 第2 災害ボランティアの活動内容

第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備 第2 災害ボランティアの活動内容」を参照。

### 第3 災害ボランティアとの連携体制の整備

第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備 第3 災害ボランティアとの連携体制の整備」を参照。

### 第4 災害ボランティアの育成

第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備 第4 災害ボランティアの育成」を参照。

### 第5 災害ボランティアコーディネーターの育成

第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備 第5 災害ボランティアコーディネーターの育成」を参照。

### 第6 災害ボランティアの普及・啓発

第2編第1章第20節「災害ボランティアの活動環境の整備 第6 災害ボランティアの普及・啓発」を参照。

## 第21節 防災教育

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、市民をはじめ各防災関係機関等が、地震及び津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取り組みや地域での声がけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動の展開に努める。その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

#### 2 留意点

- (1) 本県においては、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震において津波による負傷者や家屋の浸水が生じたほか、平成12年鳥取県西部地震を経験したが、市民の地震災害に対する認識は高くないため、より一層の防災教育を推進する。
- (2) 第1編第1章第5節「地震被害想定」の結果、及び平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成23年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）をはじめ全国各地で発生した地震災害による教訓・課題を最大限反映した防災教育とする。
- (3) 本市が高い高齢化傾向にある特性を踏まえ、特に高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、災害時の男女のニーズの違い等にも配慮の上、防災教育を系統的に推進する。
- (4) 平成16年新潟県中越地震や平成23年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）における教訓等を踏まえ、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、パンフレットの作成などにより、平常時から啓発に努める。
- (5) 緊急地震速報の正確な理解を促し、地震による被害を軽減するため、緊急地震速報及び当該情報を受けたときの適切な対応行動について普及、啓発に努める。
- (6) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者や実際に被災した方による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (7) 過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るためには、一人ひとりが確実に避難できるようなことが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

### 第2 市職員に対する防災教育

市の職員に対し、地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進

めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

### 1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施（自治研修所等で実施する職員向け研修等）
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発用資料の作成・配布
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

### 2 教育内容

- (1) 地震、津波についての一般的知識
- (2) 防災対策の現況と課題
- (3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
- (4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
- (5) 職員のとるべき行動
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法等）、及び医療・救護等の技能修得
- (7) 総合防災情報システムの操作方法等
- (8) その他必要な事項

## 第3 市民に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、市民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 1 普及の方法

- (1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災活動に寄与する意識を高める。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

- (2) 広報媒体による普及

市及び県は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。



- ア ラジオ、テレビ、CATV、ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ

## 2 周知内容

### (1) 市の防災対策

### (2) 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例

### (3) 地震災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害等）の把握
- イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- キ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日（推奨1週間）分）
- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ ボランティア活動への参加
- シ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- ス ライフライン途絶時の対策
- セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ソ 自動車へのこまめな満タン給油
- タ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

### (4) 災害発生時の心得

- ア 地震発生直後にとるべき行動（場所別）
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動

- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- サ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な指定避難所の運営管理のために必要な知識等
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

### 3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市、県等は、その制度の普及促進に努める。

## 第4 学校教育における防災教育

第2編第1章第21節「防災教育 第4 学校教育における防災教育」を参照。

## 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

第2編第1章第21節「防災教育 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育」を参照。

## 第6 事業所における防災教育等

第2編第1章第21節「防災教育 第6 事業所における防災の推進等」を参照。

## 第7 災害教訓の伝承

第2編第1章第21節「防災教育 第7 災害教訓の伝承」を参照。

## 第22節 防災訓練

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、市、県及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

#### 2 留意点

- (1) 市、県及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに基づき、考え得る様々な被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図るほか、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。  
また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (2) 救出・救護等において要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。  
また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- (3) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (4) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第1章第5節「地震被害想定」に示した地震災害時の防災関係機関及び市民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

### 第2 総合防災訓練

第2編第1章第22節「防災訓練 第2 総合防災訓練」を参照。

### 第3 シミュレーション訓練（図上訓練）

市、県、防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、シミュレーション訓練（図上訓練）による各種訓練を実施する。シミュレーション訓練は、様々な想定地震・想定事象のもと、図上で実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、おおむね以下に示す訓練実施項目を実施し、訓練後は、適宜、評価・検討を実施する。

- 1 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員・配備、指揮命令、情報収集・伝達
- 2 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置
- 3 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送

### 第4 個別訓練

第2編第1章第22節「防災訓練 第3 個別訓練」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

## 第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本市の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、市、県及び防災関係機関は、平素から要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

#### 2 留意点

要配慮者の防災対策の実施に当たっては、次の事項に留意し対策を進めていく。

##### (1) 発災時間と対策との対応

地震災害発生の季節、時間等は、冬期、夏期、夜間など条件の悪い時期を想定する。また、平日でも市民の少ない時間帯において災害が発生したときの要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

##### (2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす大規模災害には、行政とともに、近隣住民、自主防災組織など地域の市民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

##### (3) 外国人に対する配慮

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性は高まってきており、言葉や文化の違いを考慮し、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等を実施していくことが必要である。

##### (4) 避難後の要配慮者への配慮

市及び県は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第2 避難行動要支援者等支援体制の構築」を参照。

### 第3 地域における要配慮者対策

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第3 地域における要配慮者対策」を参照。

### 第4 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第4 社会福祉施設・病院等における

「要配慮者対策」を参照。

## 第24節 孤立地区対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震の際には、地震動による土砂災害又は津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

#### 2 留意点

市は、地震又は津波の際に、孤立する可能性のある地区を特定し、あらかじめ、地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄の状況等実態を詳細に把握しておくとともに、孤立発生情報等の伝達体制を整備する。特に、孤立時に、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある要配慮者については平素から把握し、孤立発生時に備える。

### 第2 通信手段の確保

第2編第1章第24節「孤立地区対策 第2 通信手段の確保」を参照。

### 第3 物資供給、救助体制の確立

第2編第1章第24節「孤立地区対策 第3 物資供給、救助体制の確立」を参照。

### 第4 孤立に強い地区づくり

第2編第1章第24節「孤立地区対策 第4 孤立に強い地区づくり」を参照。

### 第5 道路寸断への対応

第2編第1章第24節「孤立地区対策 第5 道路寸断への対応」を参照。

## 第25節 調査研究

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、市、県及び防災関係機関は、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市は、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント\*1を積極的に実施する。

### 第2 震災対策調査研究の推進

#### 1 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりませた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資する。

県では平成22年度から平成24年度の3カ年にわたり島根県地震被害想定調査を実施し、9つの想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ想定項目の追加、見直しを図る。

#### 2 シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

#### 3 その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等。

### 第3 地域危険度調査研究の促進

市は、防災アセスメント\*1を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ\*2等の作成を積極的に推進する。



その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

(注)

- \*1 防災アセスメント：市等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。
- \*2 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図。

## 第3章 地震災害応急対策計画

本市における迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するための計画の構成は、以下のとおりである。

### 第1 活動体制の確立に関する対策

地震・津波による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、市、県及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、市及び県は、職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等の設置、防災ヘリ運用体制、情報収集連絡体制等を迅速に確立する。また、必要に応じて、他の都道府県・市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化するほか、災害救助法を適用し、救助体制を確立する。

また、市、防災関係機関は、各々の活動体制を早急に確立する。

### 第2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、緊急地震速報、大津波警報、津波警報の伝達と被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

### 第3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水、燃料及び生活必需品等を供給するため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、必要物資を調達する。更に、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体対策、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の

著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

## 第1節 応急活動体制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市、県、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、市は、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

##### (1) 市

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立する。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

##### (2) 県

県下に地震災害が発生し、又は地震及び津波災害が発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムによる携帯メールや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部の設置、「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」による業務の実施体制の確保など災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

##### (3) 防災関係機関等

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施する。

#### 2 留意点

地震災害時に迅速・的確な応急対策を実施するためには、地震発生直後から情報収集、動員配備に着手するとともに、災害初動体制等を早期確立するための意思決定が重要となる。

市民に対する防災対策は、第一次的には市が実施者となるが、大規模な地震災害は、市と応援市町村・防災関係機関の活動に係る相互の連携が重要となる。

そのため、市、県、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施できるように、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

特に、県は、地震に際して、被害が激甚な被災市に対する支援体制を早急に確立する。

また、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

## 第2 県による応急活動体制への支援等

### 1 災害時の県の役割

地震災害時において県が果たす役割は次のとおりである。

- (1) 県内外の防災機関の活動喚起
- (2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルール of 徹底
- (3) 広域的な防災活動の総合調整
- (4) 市町村の防災活動の支援

#### ア 市町村の防災環境の改善

地震発生直後から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- (ア) 主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- (イ) 重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- (ウ) 効果的な広報による混乱防止
- (エ) 災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

#### イ 被災地への県職員の派遣

震度5弱以上の地震を観測した場合や、大津波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるように、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

#### ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要がある。

## 第3 市の応急活動体制の確立

### 1 災害体制の決定、本部等の運営

#### 【震災配備体制の基準】

| 災害対策本部    | 種 別    | 時 期                                           | 災害体制の決定            | 体 制 の 内 容                                                        | 業 務                                                                        |
|-----------|--------|-----------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|           | 準備体制   | 市内の地域で震度3の地震が観測されたとき。                         |                    | 総務班（防災安全課）                                                       | 1. 地震・津波情報等の収受及び伝達<br>2. 災害発生への備え                                          |
| 災害警戒本部    | 震災第1体制 | 市内の地域で震度4の地震が観測されたとき。又は、島根県内に津波注意報が発表されたとき。   | 副市長が市長の指示により決定     | 警戒本部に本部長、班長及び班員をおく。<br>総務班他（基準：職員数の30%）                          | 1. 地震・津波情報等の収受及び伝達<br>2. 各種機関への連絡<br>3. 初期の被害発生状況の把握及び報告<br>4. 災害対策本部の設置準備 |
| 災害対策本部    | 震災第2体制 | 市内の地域で震度5弱以上の地震が観測されたとき。又は、島根県内に津波警報が発表されたとき。 | 市長が決定し、災害対策本部を設置する | 災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成<br>本部長を市長とし、副本部長及び本部員で構成<br>（基準：全職員） | 1. 災害対策全般（災害対策各班事務分掌で定める）                                                  |
| 各地区災害対策本部 |        | 災害対策本部が設置されたとき                                | 災害対策本部設置時          | 地区本部長は、支所長とする                                                    | ・各地区災害対策本部の設置に関すること<br>・地域内の災害情報（避難・安否情報含む）の収集及び災害応急対策に関すること               |

地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。

#### (1) 準備体制

地震・津波の災害時において災害警戒本部を設置する前の警戒体制として、以下の体制を確立する。

##### ア 体制の基準、決定、設置の手続き

市内の地域で震度3の地震が観測されたとき、防災安全課の指定された職員により災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。

##### イ 動員

「震災配備体制の基準」の指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

##### ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき。

#### (2) 災害警戒本部体制（震災第1体制）

地震・津波の災害時には、初期段階の防災機関の対応がその後の防災対策の鍵を握るといわれる。

このため災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認

められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

ア 災害警戒本部

(ア) 設置基準

市内の地域又は島根県西部で震度4の地震が観測されたとき、島根県内に津波注意報が発表されたとき、又は局地的、軽微な災害が発生したとき、副市長が市長の指示により、災害対策本部設置前の段階として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(イ) 組織構成

- a 警戒本部は、浜田市災害時職員初動マニュアルに掲げる部及び班をもって組織する。
- b 警戒本部に本部長、班長及び班員を置く。
- c 本部長は、副市長とし、班長及び班員は浜田市災害時職員初動マニュアルで定める。

(ウ) 処理事項

a 情報の収集

地震・津波による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

b 警戒活動の関係機関等との連絡調整

災害危険箇所周辺の警戒活動について、県、消防機関、水防機関、警察、その他防災関係機関との間で相互に情報連絡を執り、危険状況への適切な対処を行う。

(エ) 廃止基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認めるときは、市長に報告し、その指示により警戒本部を廃止する。

イ 水防本部

水防本部に関する設置基準、組織等については、「浜田市水防計画」による。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部組織は災害対策本部に吸収されるものとする。

(3) 災害対策本部体制（震災第2体制）

市内の地域で震度5弱以上の地震が観測されたとき、又は、島根県内に津波警報が発表されたとき、市長が必要と認めるときは、浜田市災害対策本部条例及び同本部規則の定めるところにより、「浜田市災害対策本部」を設置し、災害の応急対策を総括し業務の迅速かつ的確な推進を図る。

ア 災害対策本部

第2編2章第1節「応急活動体制 第3 市の応急活動体制の確立 1 災害体制の決定、本部等の運営 (3) 災害対策本部体制（第2・3災害体制） ア 災害対策本部」を参照。

イ 各地区災害対策本部

第2編2章第1節「応急活動体制 第3 市の応急活動体制の確立 1 災害体制の決定、本部等の運営 (3) 災害対策本部体制（第2・3災害体制） イ 各地区災害対策本部」を参照。

2 動員

災害の防止、軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次のとおり災害に対処

する体制（以下「災害体制」という。）を整え、この災害配備体制に従って要員の動員を行う。

(1) 災害体制

ア 災害体制の一般的基準

災害の発生が予測される場合、又は災害が発生した場合において、情報の連絡活動及び防災活動を推進するためにとるべき体制は、次の災害体制の基準による。

災害体制の種別は、準備体制、震災第1体制、震災第2体制とする。（震災体制の基準参照）

イ 浜田市災害時職員初動マニュアル

市は、各種災害における班別所掌事務、災害体制及び動員体制の基準となる「浜田市災害時職員初動マニュアル」を別途定める。

ウ 動員計画

各部長（支所長含む）、教育長、上下水道部長及び出先機関の長は、浜田市災害時職員初動マニュアルに基づき、各災害体制別の動員計画を定め、毎年4月末日までに、市長に提出しなければならない。

また、変更した場合は、その都度届け出なければならない。

エ 動員人員増減

各部長、教育長、上下水道部長及び出先機関の長は、災害の状況、情勢に応じて適当な範囲内において、動員計画に定めた人員を適宜増減することができる。

オ 対策要員の指名

所属長は、あらかじめ職員のうちから対策要員（動員責任者）を指名しておくものとする。

カ 動員方法

職員の動員は、災害対策の基準に基づき実施する。総務部防災安全課長は、情報により関係課への情報伝達を行い、対策要員等への動員を指示する。

なお、各課（室）においては対策要員等（動員責任者）を定め、あらかじめ動員の系統、動員順位、連絡方法について、具体的に計画しておく。

(ア) 動員系統

動員系統は、浜田市災害時職員初動マニュアルによる。

(イ) 勤務時間外等の動員方法

土・日曜、祝祭日等の勤務時間外の動員方法について、次のとおり定める。

時間外における動員は、総務部防災安全課が情報収集し、本部設置前の体制を敷き、以降災害規模の推移により随時体制を整える。

支所においても防災自治課が情報収集して、同様に行う。

災害発生時は、原則、現在の勤務地（職場）に登庁する。

(ウ) 通信途絶時の動員方法

非常事態発生下の通信途絶時には、各配備要員は、自主的に登庁し、災害対策事務に支障のないよう努めなければならない。

(エ) 交通途絶時の動員方法

災害による交通遮断のため、登庁することが困難な場合には、原則として最寄りの地区本



部又は地区連絡所に登庁し、当該地区本部の班長の指揮下に入るものとする。地区本部班長は、所属、氏名、参集時間等を確認の上、災害対策に従事させるものとする。

キ 対策要員の心掛け

対策要員は、常に地震・津波情報等に注意し、緊急事態の発生あるいはそのおそれがあると判断したときは、動員の通知の有無にかかわらず積極的に登庁し、各配備要員への連絡や災害対策事務に支障のないよう努めなければならない。

ク 表示

(ア) 本部員等の表示

対策本部員及び班員は、災害時において防災活動に従事するときは、その身分を明らかにするため浜田市の防災服等を常に携帯するものとする。

(イ) 車両の表示

災害時に使用する災害対策本部の車両等には、災害対策本部が運用していることがわかるよう表示するものとする。

ケ 職員の応援

(ア) 災害対策本部における応援

各部の部長は、職員等の応援を受けようとするときは、総務部長に次の応援条件を提示して要請する。

- a 作業（勤務）の内容
- b 就労（勤務）の場所
- c 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の氏名）
- d 携帯品その他必要事項

(イ) 地区本部における応援

地区本部は、職員の応援を受けようとするときは、応援条件を提示して、総務部長に要請する。

(2) 防災関係機関等への応援要請

ア 行政機関に対する応援要請

(ア) 応援の要求等

市長が、県知事に応急措置等を要請する場合、又は他市町村等に応援を要請するときは、次の掲げる事項について文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は無線又は電話をもって処理し、後日文書により改めて処理する。

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所と期間
- c 応援を希望する物資、資機材、機械器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容（人員）
- e その他必要な事項

(イ) 職員の派遣要請

市長が、県知事、指定地方行政機関の長及び他の市町村に対し、職員の派遣を要請すると

き、又は職員の派遣について斡旋を要請する場合は、次に掲げる事項について（ア）に準じて要請する。

- a 災害の状況及び派遣を要する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員表
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣をされる職員の給与その他勤務条件
- e その他参考となるべき事項

イ ボランティア団体等の応援協力

市長は、自治会組織、ボランティア団体等の応援協力に対し、その趣旨が活かされるよう積極的に対応するとともに、協力対象団体の責任者及び管理者との意志疎通に努めるものとする。

（ア）協力対象団体

- （a）自治会組織
- （b）大学生、専門学生、高校生、女性団体
- （c）日本赤十字社奉仕団
- （d）その他の団体

（イ）ボランティア団体等の作業内容

- （a）災害応急対策用物資、資材等の輸送
- （b）炊き出し、その他災害救助作業の支援
- （c）清掃及び防疫
- （d）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

（ウ）協力命令、従事命令（災対法 71 条等）

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によって、なお不足し、他の供給の方法がないときは、協力命令及び従事命令により執行する。（知事から市長に委任がされたとき。）

### 3 消防組織の活動体制

（1）消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模地震災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、地震発生直後の人命救出活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する（第2編第2章第10節「消防活動」参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える（以下この節において同じ。）。）。

（2）消火活動体制

地震による火災は地震の規模、発生時期、時間帯、気象条件などによって発生件数、延焼拡大要素も大きく変わることから、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応ができる体制を確立する。

（3）救助・救急活動体制

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を受け入れるべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器

の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、更には救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

#### (4) 消防広域応援体制

地震被害が複数の市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第43条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第39条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

## 第4 防災関係機関等の応急活動体制の確立

第2編第2章第1節「応急活動体制 第4 防災関係機関等の応急活動体制の確立」を参照。

## 震度階級関連解説表

※出典：気象庁震度階級関連解説表(H21.3.31改訂版)(一部改変あり)

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語                       | 意味                                                                          |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い。 |
| が(も)ある、<br>が(も)いる        | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。                    |
| 多くなる                     | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。                                               |

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 更に多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |
|--------|---------------------------------------------|

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動                                                     | 屋内の状況                                                                                      | 屋外の状況                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 0    | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 1    | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             | —                                                                                          | —                                                                                     |
| 2    | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。                                                                       | —                                                                                     |
| 3    | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。                                                                        | 電線が少し揺れる。                                                                             |
| 4    | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。           | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。                                          | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。                                                      |
| 5弱   | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                                   | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。                                       |
| 5強   | 大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                        | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                               | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱   | 立っていることが困難になる。                                              | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。                                                  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。                                                              |
| 6強   | 立っていることができず、はわないと動くことができない。                                 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。                                                             | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                     |
| 7    | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。                              | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                                                         | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が更に多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                   |

●地盤・斜面等の状況

| 震度<br>階級 | 地盤の状況                                          | 斜面等の状況                                            |
|----------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 5弱       | 亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。                                |
| 5強       |                                                |                                                   |
| 6弱       | 地割れが生じることがある。                                  | がけ崩れや地すべりが発生することがある。                              |
| 6強       | 大きな地割れが生じることがある。                               | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。 |
| 7        |                                                |                                                   |

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●木造建物（住宅）の状況

| 震度<br>階級 | 木造建物（住宅）                         |                                                                                  |
|----------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                           | 耐震性が低い                                                                           |
| 5弱       | —                                | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                        |
| 5強       | —                                | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。                                                           |
| 6弱       | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。<br>瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強       | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。           | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。<br>傾くものや、倒れるものが多くなる。                                   |
| 7        | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものが更に多くなる。                                                              |

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度<br>階級 | 鉄筋コンクリート造建物                                         |                                                                      |
|----------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|          | 耐震性が高い                                              | 耐震性が低い                                                               |
| 5強       | —                                                   | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                     |
| 6弱       | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                    | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                        |
| 6強       | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                       | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7        | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が更に多くなる。<br>1階あるいは中間階が変形し、まれ | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。<br>1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--|
|                                                                                                                                                                                                                                                                             | に傾くものがある。 |  |
| <p>(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。</p> <p>(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。</p> |           |  |

● ライフライン・インフラ等への影響

|                |                                                                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス供給の停止        | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>更に揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。                                                                  |
| 断水、停電の発生       | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。                                                                                                                                   |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）                                                                    |
| 電話等通信の障害       | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。<br>そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言サービスや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止      | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。                                                                                            |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

|                       |                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ    | 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング          | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。                                                                                               |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。                                                                                         |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 第2節 災害情報の収集・伝達

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時において市、県及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

#### 2 留意点

##### (1) 被害状況の全体把握

地震災害時は、地震・津波発生直後の被災地の詳細情報を把握することは困難であるが、被害状況の概況を把握し、対策の重点を意思決定できるようにすることが重要である。そのため、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムや地理空間情報等を最大限活用した概況把握に努めるほか、各機関との情報ネットワークを活用した情報収集・伝達体制を確立する。また、震度5弱以上の地震を観測した場合等は、県は、直ちに防災ヘリコプター等による上空からの偵察等を行う。

##### (2) 被災地の情報収集支援

災害時における被災地の状況は刻々と変化するうえ、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、初動期における県・地方機関からの被害情報等の伝達を重視する。震度5弱以上の地震を観測した場合や、大津波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じて、県は、市に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行うほか、周辺の関係機関又は市町村等の職員派遣を要請し、現地災害対策本部等を通して積極的に情報収集支援を行う。

##### (3) 収集した災害情報の伝達

収集した災害情報を各種応急対策活動に活かすため、関係機関相互において情報の共有化に努める。また、災害状況が甚大な場合、衛星通信、インターネット等を利用し、県外にも被災情報を発信する。

##### (4) 災害情報の共有、管理体制

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、市、県及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

また、必要に応じ民間通信事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無

線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。

市、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携する。

なお、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認める時は、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

## 第2 情報管理体制の確立

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動を円滑に遂行する。

### 1 市の情報管理体制の確立

関係機関等との連絡窓口を明確化するなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

### 2 市の情報連絡手段の確保

市は、災害時の連絡体制として、NTT 一般加入電話、災害時優先電話、島根県防災行政無線電話、衛星携帯電話、IP 無線を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

また、平常時から総合防災情報システムを起動しておき、緊急時に活用できる体制を整える。

### 3 電話の優先利用等

地震時の予報及び警報等の伝達、通知又は警告等防災対策実施上の必要な通信を迅速に行うため、電話を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

#### (1) 電話の優先利用

##### ア 災害時優先電話



災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われるため、災害時にも輻輳の影響を受けにくくなっている。各防災関係機関があらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申込み、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて利用する。

イ 緊急電話（110 番、119 番、118 番）

緊急電話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合に利用し、警察本部・消防本部・海上保安本部の指令台へ接続される。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる防災関係機関の所有する専用電話を利用することができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておく。

4 非常通信

(1) 非常事態における通信の確保（有線通信関係）及び非常の場合の無線通信

有線電気通信法第8条第1項の規定により災害時の通信連絡等の緊急を要するときは、有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる機関の所有する有線通信設備を利用することができる。

また、電波法第74条第1項の規定により有線通信が途絶し、利用できないときは他機関の無線通信施設に協力を求めることができる。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、鉄道電話、電気事業電話等があり、その利用方法についてあらかじめ協議しておく。

(2) 非常通信協議会

電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るために構成され、有線、無線を問わず、以下に定める条件、通信内容において、協議会構成員に非常通信を依頼することができる。

ア 非常通信利用上の基本条件

(ア) 非常通信は、人命財産の危急に関するととき等災害の事態に際して発動し得る連絡方法である。

(イ) 非常通信の依頼を受けた協議会構成機関は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時には各構成機関の疎通能力も相当低下するうえに、当該通信系本来の災害対策通信が輻輳し、構成機関はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼に係る非常通信を取扱う余裕のない場合もあり得る。

(ウ) 非常通信の実施を要する者は、公衆通信施設が利用できない条件にあることを確認しなければならないが、非常通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた構成機関の免許人がなすべきものである。

(エ) 非常通信の依頼は、中国地方非常通信協議会において構成機関及び市町村に配布した用紙を使用することを原則とするが、急を要する場合は、普通の電報依頼形式を整えることを必要とする。

イ 非常通信の内容

非常通信における通信の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準じる。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

(エ) 非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

(サ) 防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 災害救助法、災害対策基本法等の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの

(ス) 災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

(3) 非常通信取扱機関への依頼

どの通信取扱機関とでも自由に交信できないが、中継する機関によって処理するので、地域防災計画（資料編）に掲げる機関、又は非常通信協議会構成員へ依頼する。

(4) 移動通信機器の貸与及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要があると認められる場合は、関係機関に常備している移動通信機器の貸与及び移動電源車の派遣も可能であるので、この場合においては中国総合通信局（窓口：県消防総務課）へ要請する。

5 市における総合防災情報システムの活用

市は、地震災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、震度・潮位等観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、平常時からシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

6 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、地震災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡

手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

### 第3 地震情報の収集・伝達

災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、大津波警報、津波警報、津波注意報、地震及び津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

1 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内で震度1以上を観測したとき。

イ その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は発表基準により「震度速報」以外の情報を津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波の現状に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

| 地震情報の種類     | 発表基準                                                                     | 内容                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報        | ・ 震度3以上                                                                  | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。                                         |
| 震源に関する情報    | ・ 震度3以上<br>（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）                              | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・ 震度3以上<br>・ 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時<br>・ 若干の海面変動が予想される場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |

|             |                                                                                           |                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | ・緊急地震速報（警報）を発表した場合                                                                        |                                                                                               |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上                                                                                    | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| その他の情報      | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                                            | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。                                             |
| 推計震度分布図     | ・震度5弱以上                                                                                   | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。                                              |
| 遠地地震に関する情報※ | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。                       |

※ 海外で大規模噴火が発生した場合等による潮位変化に関する情報については、「遠地地震に関する情報」として発表が行われる。

#### (4) 緊急警報放送システム（EWS）

NHK は緊急警報放送システムにより「大津波警報」及び「津波警報」を放送する。

#### (5) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に整備した計測震度計により、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

更に震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度情報に含めて発表する。

#### 浜田市内の震度観測地点 一覧表

|   | 震度観測点名称   | 設置者  | 観測点所在地                   |
|---|-----------|------|--------------------------|
| 1 | 浜田市大辻町    | 気象庁  | 浜田市大辻町235-3（浜田特別地域気象観測所） |
| 2 | 浜田市野原町    | 防災科研 | 浜田市野原町859-1              |
| 3 | 浜田市殿町     | 島根県  | 浜田市殿町1（浜田市役所）            |
| 4 | 浜田市金城町下来原 | 島根県  | 浜田市金城町下来原171（浜田市金城支所）    |
| 5 | 浜田市三隅町三隅  | 島根県  | 浜田市三隅町三隅1434（浜田市三隅支所）    |

|   |            |     |                        |
|---|------------|-----|------------------------|
| 6 | 浜田市旭町今市    | 島根県 | 浜田市旭町今市637（浜田市役所旭支所）   |
| 7 | 浜田市弥栄町長安本郷 | 島根県 | 浜田市弥栄町長安本郷542（浜田市弥栄支所） |

#### 第4 被害情報等の収集・伝達

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達 第5 被害情報等の収集・伝達」を参照。

地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録した場合、市は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う（第3直接即報基準）。

## 第3節 災害広報

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の県民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防機関を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

#### 2 留意点

- (1) 地震による被害が激甚であり、特に人心の安定を必要とするときは、市、県、防災関係機関は、各々の役割を踏まえ、互いに連携を図りながら、保有する広報媒体を総動員して災害広報を実施する。
- (2) 各防災機関は、災害時の広報について、報道機関との連携体制を確立する。
- (3) 広報に当たっては、市民から求められた情報を提供するだけでなく、不要不急の電話の自粛、救援物資の送り方など市民が守るべき防災活動上のルールについての広報を徹底することに留意する。
- (4) 各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。
- (5) 災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

### 第2 市による災害広報の実施

#### 1 基本事項

市は、市が保有する媒体を活用して災害広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

#### 2 広報の内容及び方法

市は独自に、あるいは警察、ライフライン関係機関等と連携し、次の事項を中心に災害広報を実施する。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難情報等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

##### (1) 一般広報

##### ア 広報内容

(ア) 地震発生直後の広報

- a 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、警報等発表状況）
- c 避難の必要の有無等（大津波警報、津波警報を覚知し、避難指示を発令した場合、即時広報等）

(イ) 地震による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- b 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- f 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性と要請方法）

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- b 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(エ) 支援受入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(オ) 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(キ) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(ア) 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV 等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

a ホームページ等を活用した広報

b 携帯電話を活用した情報提供

c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

県と同様、市広報担当課が定期的に記者発表の場を設け、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害時は、県による報道機関調整を要請する。

### 第3 関係機関等による災害広報の実施

第2編第2章第3節「災害広報 第3 関係機関等による災害広報の実施」を参照。

### 第4 市民等からの問い合わせに対する対応

第2編第2章第3節「災害広報 第4 市民等からの問い合わせに対する対応」を参照。



## 第4節 広域応援体制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

大規模地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して市をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

#### 2 留意点

地震災害時に協定等に基づく応援要請が迅速に行えるよう、職員の研修、訓練等を実施し協定の実効性の確保に努める。

また、市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び派遣体制の整備に努めるものとする。

### 第2 市町村・消防における相互応援協力

第2編第2章第4節「広域応援体制 第2 市町村・消防における相互応援協力」を参照。

### 第3 市町村における広域応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制 第3 市町村における広域応援体制」を参照。

### 第4 緊急消防援助隊による応援

第2編第2章第4節「広域応援体制 第4 緊急消防援助隊による応援」を参照。

### 第5 県における広域応援体制

第2編第2章第4節「広域応援体制 第5 県における広域応援体制」を参照。

## 第5節 自衛隊の災害派遣体制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

大規模地震災害が発生した場合、被害が拡大し、市をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入れ体制を整える。

#### 2 留意点

(1) 市は、災害時に派遣要請が迅速に実施できるよう意思決定システムを整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して災害派遣要請の要求手続に習熟しておく必要がある。

(2) 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)

イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)

ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。(非代替性の原則)

この際、人命に係るものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

### 第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制 第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法」を参照。

### 第3 自衛隊の災害派遣活動

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制 第3 自衛隊の災害派遣活動」を参照。

### 第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制 第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等」を参照。

## 第6節 海上保安庁への応援協力要請

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震津波災害時の災害救援、応急・復旧活動において、被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要となる場合が考えられる。

市は、このような場合、県を通じて海上保安庁に対し、効率的かつ迅速に救援協力要請を行うことができるよう、救援協力要請要領及びその受け入れ体制を整える。

#### 2 留意点

県（防災部防災危機管理課）は、地震災害時に救援協力要請が迅速に実施できるよう応援協力要請手続の要領を整備し、担当職員に対し必要な研修、訓練等を実施して要請手続に習熟しておく必要がある。また、救援協力の要請に当たっては、消防本部、警察機関、自衛隊等と活動の調整を図る必要がある。

### 第2 救援協力要請の方法

第2編第2章第6節「海上保安庁への応援協力体制 第2 救援協力要請の方法」を参照。

## 第7節 ヘリコプター活用体制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時における島根県防災ヘリコプター(以下「県防災ヘリ」という。)による応急対策としては、その機動性を生かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

### 第2 県防災ヘリの活用体制の確立

第2編第2章第7節「ヘリコプター活用体制 第2 県防災ヘリの活用体制の確立」を参照。

### 第3 県防災ヘリの活用

第2編第2章第7節「ヘリコプター活用体制 第3 県防災ヘリの活用」を参照。

## 第8節 災害救助法の適用

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市、県は災害救助法を運用する。

#### 2 留意点

##### (1) 被害情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法適用の判断及びその手続きは、迅速かつ的確に行われる必要があるが、そのためには被害の把握及び認定の作業を迅速かつ正確に行うことが前提となる。したがって地震時の被害情報の収集及び伝達体制の整備が極めて重要である。

##### (2) 対策の実施体制の確保

建築物等の被害認定には、専門技術的な視野からの処理が必要なため、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくこと、実施体制を確立しておくことが必要である。

### 第2 災害救助法の実施機関

第2編第2章第8節「災害救助法の適用 第2 災害救助法の実施機関」を参照。

### 第3 災害救助法の適用基準

第2編第2章第8節「災害救助法の適用 第3 災害救助法の適用基準」を参照。

### 第4 被災世帯の算定基準

第2編第2章第8節「災害救助法の適用 第4 被災世帯の算定基準」を参照。

### 第5 災害救助法の適用手続

第2編第2章第8節「災害救助法の適用 第5 災害救助法の適用手続」を参照。

### 第6 災害救助の実施方法等

第2編第2章第8節「災害救助法の適用 第6 災害救助の実施方法等」を参照。

## 第9節 避難活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震時の津波、火災、土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

#### 2 留意点

##### (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難指示等の決定に際し最も重要なことは、地震に伴う津波、火災、土砂災害に伴う要避難状況（被害状況等）に関する情報の迅速・的確な収集である。これらの情報は、災害時には消防本部や警察に集中することが多いので、市等はこれらの機関と緊密な連携を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

更に、市長が不在のときの対応についても十分留意する。

##### (2) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。また、警戒区域の設定は市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

##### (3) 要配慮者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導に当たり、要配慮者に十分考慮し避難させる。また、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。キャンプ地や行楽地など地理不案内な場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

##### (4) 学校等と連携した指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

学校等を指定避難所等とする場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市と学校等とであらかじめ定めておく。

##### (5) 効率的な出動・搬送体制の整備

地震災害時は、救命処置を必要とする者から軽傷者まで、緊急度に対応した迅速かつ的確な判断と行動が要求されるため、救急救命士や高規格救急車の多様で効果的な出動体制・搬送体制を整備する。

### 第2 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等

の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

## 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

### (1) 津波への自衛措置

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表前に津波が来襲するおそれがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。そのため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市、海上保安官署、及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握した上、当該地域の市民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

なお、国外で発生した地震について、「遠地地震に関する情報」が発表された場合にも、その後津波警報等が発表される可能性があることを認識し、適切な避難措置を実施する。

#### ア 市

(ア) 沿岸市は直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表前であっても自らの判断で、市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

(イ) 沿岸市に対する大津波警報、津波警報、津波注意報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには市民等に対して直ちに避難指示等を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置を取る。

(ウ) 大津波警報、津波警報及び避難指示の伝達に漏れないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

#### イ 海上保安官署等の取るべき措置

##### (ア) 海上保安官署の取るべき措置

海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

##### (イ) 船舶所有者等の取るべき措置

入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

ウ 関係住民の取るべき措置

地震発生後、沿岸付近の市民等は、市長の避難指示等の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう可能な限り、ラジオ、テレビの放送を聴取する。

(2) 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

(3) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所などにおける土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

### 第3 避難指示等の実施

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施」を参照。

### 第4 警戒区域の設定

第2編第2章第9節「避難活動 第4 警戒区域の設定」を参照。

### 第5 避難指示等の伝達

第2編第2章第9節「避難活動 第5 避難指示等の伝達」を参照。

### 第6 避難の誘導等

第2編第2章第9節「避難活動 第6 避難の誘導等」を参照。

### 第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

第2編第2章第9節「避難活動 第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営」を参照。

### 第8 広域一時滞在

第2編第2章第9節「避難活動 第8 広域一時滞在」を参照。



## 第10節 消防活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震に伴い火災が発生した場合、市、消防本部は、市民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

#### 2 留意点

##### (1) 臨機応変な消防活動

地震火災は、発生する時期、気象条件、地域の市街化状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

特に、災害時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した対策を実施する必要がある。

##### (2) 応援隊との連携

地震火災等が拡大した場合、被災地域のみで対応するのは困難であるため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊といかに連携するかが鍵となる。早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な消防活動を行う。

##### (3) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。この場合、当該措置を行ったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

### 第2 県による情報収集、指示等

第2編第2章第10節「消防活動 第2 県による情報収集、指示等」を参照。

### 第3 市・消防機関等による消防活動

第2編第2章第10節「消防活動 第3 市・消防機関等による消防活動」を参照。

### 第4 他の消防本部に対する応援要請

第2編第2章第10節「消防活動 第4 他の消防本部に対する応援要請」を参照。

## 第11節 救急・救助活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時において、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、市民を救出し、救急・救助する必要がある。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

#### 2 留意点

##### (1) 臨機応変な救急・救助活動

地震災害時は、倒壊家屋、道路の陥没等による通行支障や電話の断線・輻輳による119番通報支障など救急・救助活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した臨機応変な応急対策を実施する必要がある。

##### (2) 応援隊との連携

地震災害により大規模な被害が生じた場合、被災地域のみで対応するのは困難なため他の地域からの応援隊を要請するが、それらの応援隊が到着するまでには、ある程度の時間を要する。市、消防本部は、消防団、自主防災組織等、その他関係機関と連携し、早期に指揮命令系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な救急・救助活動を行う。

##### (3) 応援要請等

市及び県は、被害状況の早急な把握に努め、現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害対応の実施を推進するほか、非常本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

### 第2 救急・救助活動

第2編第2章第11節「救急・救助活動 第2 救急・救助活動」を参照。

### 第3 救急・救助用資機材等の確保

第2編第2章第11節「救急・救助活動 第3 救急・救助用資機材等の確保」を参照。

## 第12節 医療救護

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに後方医療体制の確立を図る。

市、県、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

#### 2 留意点

##### (1) 臨機応変かつ柔軟な医療救護の実施

大規模災害時には、被災地の数多くの医療機関が被害を受け、医療行為そのものがない場合や想定外の事態も発生するため、各関係機関等は臨機応変かつ柔軟な医療救護を実施する。

また、道路の被害等により傷病者の搬送にも支障が生じると考えられることから、医療機関の選定や搬送経路の決定においては、被災状況に応じて柔軟に対応していく。

##### (2) 指揮命令系統の明確化

DMAT、医療救護班、災害拠点病院が連携し効率的な医療救護活動を行うためには、派遣元の団体の違い等にかかわらず全体の活動を統制する必要がある、あらかじめ定めた指揮命令系統を遵守するとともに、責任者が不在の場合の代理など柔軟な運用を行う。

##### (3) 多分野の関係機関等との連携

多分野の関係機関等が連携協力し、より効果的な医療救護活動を実施するため、あらかじめ定めた役割分担に従った活動を優先しつつ、現場の実情に応じた相互支援活動を行う。

##### (4) 時間の経過による医療ニーズに対応した医療救護の実施

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行う。

### 第2 医療救護活動

第2編第2章第12節「医療救護 第2 医療救護活動」を参照。

### 第3 助産救護活動

第2編第2章第12節「医療救護 第3 助産救護活動」を参照。

**第4 医薬品・医療用資器材等の調達**

第2編第2章第12節「医療救護 第4 医薬品・医療用資器材等の調達」を参照。

**第5 傷病者等の搬送**

第2編第2章第12節「医療救護 第5 傷病者等の搬送」を参照。

**第6 特別に配慮を要する患者への対応**

第2編第2章第12節「医療救護 第6 特別に配慮を要する患者への対応」を参照。

## 第13節 警備活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

県内に大規模な地震災害が発生した場合には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、地震災害時には、島根県警察災害警備計画及び浜田警察署災害警備計画に基づいて早期に準備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救助、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

#### 2 留意点

県警察本部及び浜田警察署の災害警備活動については、市、県等関係機関と緊密な連携を図って実施する。

### 第2 災害準備体制の確立

#### 1 警備本部の設置

##### (1) 島根県警察甲号災害警備本部の設置

島根県内で震度5強以上の地震が発生し、若しくは県沿岸に大津波警報が発表された場合又は大震災が発生し、若しくは発生したと認められる場合、警察本部に甲号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

##### (2) 島根県警察乙号災害警備本部の設置

島根県内で震度5弱の地震が発生し、若しくは県沿岸に津波警報が発表された場合、警察本部に乙号災害警備本部を設置し指揮体制を確立する。

##### (3) 浜田警察署災害警備本部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、浜田警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

#### 2 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」及び「浜田警察署災害警備計画」による。

#### 3 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」及び「浜田警察署災害警備計画」による。

#### 4 準備体制の解除

災害の危険状態が解消し、準備体制を必要としなくなったときは、準備体制を解除する。

### 第3 災害警備措置

第2編第2章第13節「警備活動 第3 災害警備措置」を参照。

## 第14節 交通確保、規制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、路面、橋梁等の亀裂、陥没等交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ること）と破損箇所の修復（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

#### 2 留意点

##### (1) 地域特性と対策の対応

地域の自然条件や産業・経済、都市構造等の地域特性、被害特性（地域の孤立状況等）を踏まえ、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急啓開道路（緊急輸送道路）として有効なネットワークを策定する必要がある。

##### (2) 想定される地震と対策の対応

被害が広域に及ぶ大規模地震の場合は、県外からの人や物資の輸送路となる広域幹線の確保が重要となり、被害が局所的な直下型地震等では、県内の地域間の人や物資の輸送路となる県内幹線の啓開が特に重要となる。

特に、直下型の地震等被害が局所的な場合は、道路啓開が緊急輸送対策活動の鍵となる。

### 第2 交通規制の実施

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第2 交通規制の実施」を参照。

### 第3 緊急通行車両の確認等

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第3 緊急通行車両の確認等」を参照。

### 第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置」を参照。

### 第5 道路啓開

地震発生直後の道路は自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去（道路啓開）し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

地震後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

以下、第2編第2章第14節「交通確保、規制 第5 道路啓開」を参照。

## 第6 港湾及び漁港啓開

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第6 港湾及び漁港啓開」を参照。



## 第15節 緊急輸送

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

#### 2 留意点

##### (1) 想定される地震災害の種類と対策

被害が全市に及ぶ地震災害の場合は、市外からの人や物資の輸送が重要となるが、被害が局所的な直下型地震などでは、市内の地域間の人や物資の輸送が特に重要となる。

##### (2) 陸上、海上・河川及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

市内の道路、港湾・漁港、河川及び空港・ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、緊急輸送を実施する必要がある。

また、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上、海上・河川及び空の各輸送手段の連結性を考慮し整備を進め、対応していく必要がある。

##### (3) 地域特性と対策

地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、輸送拠点の整備を行い、対策を実施していく。

### 第2 緊急輸送の実施

第2編第2章第15節「緊急輸送 第2 緊急輸送の実施」を参照。

### 第3 緊急輸送手段等の確保

第2編第2章第15節「緊急輸送 第3 緊急輸送手段等の確保」を参照。

### 第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

第2編第2章第15節「緊急輸送 第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保」を参照。

## 第16節 浸水、土砂災害対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

市内の河川、護岸、ダム、ため池、急傾斜地等においては、地震後、施設の損壊及び地盤沈下による浸水や土砂災害による被害をもたらす可能性があり、それらの防止のため、監視及び応急措置等を講ずる必要がある。

このため、市及び県、関係機関等は、浸水、土砂災害への警戒を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を実施し、浸水、土砂災害による被害の拡大防止のための措置を講じる。

#### 2 留意点

過去の地震災害の浸水、土砂災害履歴に関する事例、自然条件、防災施設の整備状況を基に、重点的に被害の拡大防止措置を講じるべき地域をあらかじめ調査検討しておく必要がある。

### 第2 浸水、土砂災害防止体制の確立

市及び県（土木部）は、河川施設及び海岸施設に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るため「島根県水防計画」に定めた方法により体制を確立する。

また、急傾斜地等における土砂災害に対応するための体制を確立する。

### 第3 浸水被害の拡大防止

#### 1 点検、警戒活動

河川の管理者及び砂防施設管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

#### 2 水門、樋門及び閘門の操作

水門、樋門及び閘門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

#### 3 ダムの点検

- (1) ダムの管理者は、ダムの基礎部に設置した地震計により観測された最大加速度が 25gal 以上である地震、又はダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について（平成 24 年国水流第 4 号）（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長）」に基づいて臨時点検を行う。
- (2) 県土木部は、(1) の点検結果を取りまとめの上、中国地方整備局長に報告する。
- (3) 県農林水産部で所管するダムについては、(1) の点検結果を県土木部に報告するとともに、「地震後の農業用ダム臨時点検要領」（令和元年 9 月 6 日 元農振第 1341 号）により、中国四国農政局

長にも報告する。

- (4) 企業局で所管するダムについては、(1)の点検結果を県土木部に報告するとともに、電気事業法に基づく点検を行い、損壊があった場合には経済産業大臣に報告する。

#### 4 農業用ため池の点検

農業用ため池の管理者は、農業用ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上ある地震が発生した場合「地震後の農業用ため池緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、市を通じて関係機関に報告する。対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

#### 5 水防計画に準拠した活動

地震、津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には「島根県水防計画」及び市「水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

### 第4 土砂災害等による被害の拡大防止

#### 1 土砂災害発生前

市及び県は、地域で地震に伴う土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合は、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### 2 土砂災害発生後

市及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県は、所管施設の被害の把握に努める。中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局は、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る対応に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、市及び県は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

#### 3 土砂災害の防止措置

地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、市は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

#### 4 警戒避難体制の確立

##### (1) 情報の指示・伝達

市及び県は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、市は、具体的に危険が予想される危険区域の市民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度<sup>\*1</sup>を活用するほか、砂防ボランティア<sup>\*2</sup>、山地防災ヘルパー<sup>\*3</sup>等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第9節「避難活動」を参照。

\*1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

\*2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

\*3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

## 第5 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に市民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

## 第17節 施設等の応急対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

応急対策活動上重要な社会公共施設をはじめ、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と市、県及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

#### 2 留意点

各ライフライン施設の管理者と市、県及び防災関係機関は、地震災害時において迅速な対応ができるように防災訓練等を通じ、日ごろから連携を図り、応急復旧体制の検証をする。

### 第2 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、各施設所管各課及び施設管理者は、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

県各部局は、各社会公共施設の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が図られると共に、自主的な災害活動により被害の軽減、及び災害後における災害復旧が順調に行われるよう以下のような措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所に指定された施設等は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 施設入居者の人命救助を第一とする。

### 第3 建築物の応急対策

#### 1 応急対策実施体制の整備

##### (1) 市

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、所轄する県民センターの建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

(2) 県

警戒本部が設置され、建築物に関する応急対策実施体制確立の要請があったときは、県が実施する建築物に関する応急対策業務を一元的に実施するために建築技術職員による応急対策実施体制（建築班）を確立する。

被害規模に応じて、建築関係団体に支援を要請し体制をとる。

(3) 建築関係団体等

県から要請があったときは速やかに応急対策体制を確立し、市及び県が実施する応急対策活動に協力する。

(4) 応急対策実施体制の整備

平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し関係機関の周知を図る。

特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくことが重要である。

2 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

(1) 市

市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、市に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

(2) 県

地震発生後速やかに、あらかじめ指定した県有の防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下によって人的被害が発生するおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。

ただし、損傷の程度が大きく補修が不可能な場合又は応急補修では余震による二次災害、地盤沈下による浸水等を防止できない場合は、施設管理者にその旨を報告し対策を協議する。

3 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、市民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

(1) 市

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は実施本部を設置し、市民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施に当たっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、市で対応できないものは県に必要な支援を要請する。

(2) 県

平時から応急危険度判定士の養成・登録及び判定資機材の調達・備蓄を行うとともに、地震により建築物の被害が発生し市から被災建物応急危険度判定の実施に係る支援要請を受けた場合は、速やかに支援本部を設置し、応急危険度判定士及び本部要員等の派遣並びに判定資機材の提供等の支援を行う。なお、地震被害が大規模であること等により必要がある場合は、国土交通省又は他の都道府県に対し支援を要請する。

応急危険度判定士の派遣に当たっては、(一社)島根県建築士会に、応急危険度判定士等の招集について協力を要請する。

(3) 建築関係団体

(一社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施に当たって、市又は県から要請を受けた場合は必要な協力を努める。

4 市の応急対策業務への応援

市は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

県は、市から建築技術者の派遣や業務支援の要請を受けたときは、建築関係団体からの動員者も含めて建築技術者を選定し派遣又は支援をする。

## 第4 宅地の応急対策

1 宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、市民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

(1) 市

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、市民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

(2) 県

地震により宅地に被害が発生し、市から宅地危険度判定の支援要請を受けた場合は、災害対策本部に支援本部を設置し、危険度判定士に出動を要請する。

市からの要請内容を整理し、班編制、責任者、業務の分担など必要な事項を定めた支援実施計画を作成し、関係団体に周知を図る。

## 第5 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、災害時における、火災、爆発、漏えい及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

#### 1 危険物施設の応急対策

県及び消防本部は、災害時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

##### (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱作業等を中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。

##### (2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を防止するため、危険物の取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。

##### (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修、危険物の回収等適切な措置を行う。

##### (4) 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

##### (5) 防災関係機関への通報

災害を発見した者は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

##### (6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

#### 2 高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部は、災害時に関係事業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

##### (1) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。

##### (2) 二次災害の防止

###### ア 装置等の緊急停止措置

ガスの漏えいを防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。

###### イ 施設の応急点検

施設の安全を確認するため、応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。

###### ウ 被害拡大防止措置

施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き取り等の措置を行う。漏えいが確認



されたときは、漏えい防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等必要な措置を行う。

(3) 防災関係機関への通報

災害による被害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報する。

(4) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

被災した事業所は、消防、警察等防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

3 火薬類施設の応急措置

県及び消防本部は、早急に正確な被害状況の把握に努め、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要と認めるときは、法第45条及び法第45条の2に基づく緊急措置を命ずる。

各取扱業者は、近隣の消防や警察と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り役をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は運搬の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、かつ必要に応じて付近の市民に避難するよう警告する。

4 毒劇物取扱施設の応急措置

県は、毒劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の措置を講ずるよう指導する。

- (1) 保健所又は消防本部等への届出
- (2) 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除外措置
- (3) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- (4) 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- (5) 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確保

第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

地震により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合は、支庁農林水産局、農林水産振興センターからの被害報告に基づき、農作物の応急対策、家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

1 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

市、関係農業協同組合及び家畜診療所の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染

病の発生及びまん延の防止を指導する。

死亡家畜の措置については家畜の飼育者に市長への届け出を行わせ、市の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。

(2) 防疫資材の確保

被災地域における円滑な防疫活動を実施するため、動物用医薬品等販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。

2 飼料等確保対策

被災地域における飼料を確保するため、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給要請を行う。また、生乳指定生産者団体と連携し集乳路線の確保を行う。

3 技術的援助

県は、市、島根県農業協同組合等の協力を得て、「作物気象災害対策指針」等に基づき、応急対策、事後対策等について技術指導を行う。

4 市による報告

市長は、地震が発生した場合、農作物、家畜及び関連施設等の被害状況を管轄する支庁農林水産局又は農林水産振興センターに被害状況を報告する。

## 第7 ライフライン施設応急復旧体制

1 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

2 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、市、県、ライフライン施設管理者等は、相互連携の上一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3 電気施設応急措置

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1 電気施設応急措置」を参照。

4 ガス施設応急措置

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）  
2 ガス施設応急措置」を参照。

5 上水道施設応急措置

県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は、被害状況により必要と認めた場合は、斡旋、指導及び要請を行う。

被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、全国の水道事業者等に支援を要請する。

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）  
3 上水道施設応急措置」を参照。

6 下水道施設応急対策

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）  
4 下水道施設応急措置」を参照。

7 電気通信設備応急措置

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）  
5 電気通信設備応急措置」を参照。

8 災害広報等の実施

第2編第2章第18節「ライフライン施設等の応急復旧 第5 災害広報等の実施」を参照。

## 第8 交通施設の応急対策

1 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道株式会社山陰支社

(1) 災害復旧実施の基本方針

社会経済活動の早急な回復を図るため、迅速な復旧作業を行うとともに早期の運転再開に努める。また、災害復旧に際しては再び同様な被害を受けることのないような耐震性の向上を図る。

(2) 災害応急計画及び実施

災害の復旧に当たっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

また、本復旧工事の実施に当たっては、被害内容の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(3) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知、気象台等の発表時等）

震度5弱以上

運転規制区間の列車の運転を中止し、点検後安全を確認し最初の列車に限り、運転速度45km

／h 以下の速度制限を行い、その後の列車からは速度制限は解除する。

震度 4

運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車の運転速度は 15 km/h 以下の速度制限を行い、その後の列車については運転速度 45 km/h 以下の運転規制を行い、施設等の点検後、安全を確認し運転規制を解除する。

(4) 情報の収集及び連絡

災害に関する情報を迅速かつ適確に収集するため、自治体、警察、消防本部等の関係機関と緊密な連携をとる。

(5) 旅客に対する案内、避難誘導

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知する。また、避難誘導體制を確立する。

(6) 建設資材、技術者等の現状把握及び調達体制の確立

ア 応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査・把握し、災害時に調達できる体制を確立する。

イ 災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品を確保するとともに、必要なときに関係協力事業者から緊急調達できる供給体制を確立する。

(7) 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の手段を確保するため、必要に応じて非常用電話、通信回線の運用措置をとるとともに、非常無線通信規約により官公庁との相互活用を図る。

2 道路施設の応急対策

西日本高速道路株式会社

(1) 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施する。また、避難措置等の情報を巡回車やラジオ等により、道路利用者に提供する。

(2) 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため、速やかに震災点検を実施する。

(3) 災害時の体制

営業中の高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、

原則として中国支社及び当該高速道路事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、相互に情報交換を行い、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、連携体制により速やかに応急復旧を行う。

中国地方整備局、県（土木部道路維持課、道路建設課）

避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。

国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。

市

道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については速やかに県に連絡を行う。

### 3 港湾及び漁港施設の応急対策

#### (1) 港湾施設応急対策

港湾施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

#### (2) 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

## 第9 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策

地震及び津波により河川、海岸、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

### 1 河川及び海岸保全施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応

じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

2 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む）応急対策

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

3 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

## 第18節 要配慮者の安全確保

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時には、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

#### 2 留意点

要配慮者に対する各種支援対策の実施に当たっては、多くの人手が必要となるため、市及び県は地域住民、民生委員や自主防災組織、NPO・ボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

### 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策」を参照。

### 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動」を参照。

### 第4 児童、ひとり親家庭等に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第4 児童、ひとり親家庭等に係る対策」を参照。

### 第5 観光客及び外国人に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第5 観光客及び外国人に係る対策」を参照。

### 第6 社会福祉施設等に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第6 社会福祉施設等に係る対策」を参照。

## 第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

大規模地震災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、市、県、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。以下、第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第1 基本的な考え方」を参照。

### 第2 救援物資の管理体制

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第2 救援物資の管理体制」を参照。

### 第3 食料の確保及び供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第3 食料の確保及び供給」を参照。

### 第4 飲料水等の供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第4 飲料水等の供給」を参照。

### 第5 生活必需品等の供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第5 生活必需品等の供給」を参照。



## 第20節 災害ボランティアの受入、支援

### 第1 基本的な考え方

第2編第2章第22節「災害ボランティアの受入れ、支援 第2 災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

### 第2 災害ボランティアの受入れ、支援

第2編第2章第22節「災害ボランティアの受入れ、支援 第2 災害ボランティアの受入れ、支援」を参照。

### 第3 海外からの応援の受入れ

第2編第2章第22節「災害ボランティアの受入れ、支援 第3 海外からの応援の受入れ」を参照。

## 第21節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

第2編第2章第23節「文教対策 第1 基本的な考え方」を参照。なお、この場合においては、「風水害時」を「地震発生時」と読み替える。

### 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

第2編第2章第23節「文教対策 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認」を参照。なお、この場合においては、「風水害時」を「地震発生時」と読み替える。

### 第3 応急対策の実施

#### 災害時の対応

市及び県は、早急に所管する学校等と連絡をとり、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

市及び県は、施設の危険性の判定を速やかに行うため、建築技師などの派遣が行えるよう準備をする。

- (1) 校長は、児童等・施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
- (2) 被害の状況により施設内の危険箇所については立入りを禁止するなどし、二次災害の防止に努める。施設の危険性判定を的確に行うため、教育委員会を通じて、建築技師などの派遣を要請する。
- (3) 校長は、施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。
- (4) 学校に指定避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たる。
- (5) 校長は、人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

### 第4 応急教育の実施

第2編第2章第23節「文教対策 第4 応急教育の実施」を参照。

### 第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

第2編第2章第23節「文教対策 第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」と読み替える。

### 第6 文化財の保護

第2編第2章第23節「文教対策 第6 文化財の保護」を参照。

## 第22節 廃棄物等の処理

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

#### 2 留意点

##### (1) 災害廃棄物処理体制

###### ア 災害廃棄物処理計画等

市等は、災害により発生する廃棄物等を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定のうえ対応する。

###### イ 広域協力体制

(ア) 県は、市における災害廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等を行う。

(イ) 廃棄物の処理は市が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような地震に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制を確立する。

##### (2) 被災地の状況把握

ア 県は、災害直後速やかに市を通じて、廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、建物被害等による廃木材やコンクリート殻類等災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

イ 市は、事前に定めた担当部署担当者のもとで、災害に関する情報収集や情報管理を行う。

ウ また、災害発生後、時間の経過とともに災害廃棄物対策の重点は変化するため、市は時期に応じた適切な対応と、応急対策が完了するまで県に対する定期的な報告が必要である。

### 第2 廃棄物処理

#### 1 災害廃棄物の発生量

(1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物等が考えられる。

(2) 災害により発生する廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。

(3) 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する。(積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m<sup>3</sup>、土砂類 3 m<sup>3</sup>、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m<sup>3</sup>、土砂類 7 m<sup>3</sup>の積載とする。」)

#### 2 応援体制の確保

市は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める

場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

### 3 処理対策

#### (1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

市は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

#### (2) 災害廃棄物の仮置き

ア 災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

（ア）環境衛生に支障が生じないこと。

（イ）搬入に便利なこと。

（ウ）分別等適正処理の対応ができること。

#### (3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

#### (4) 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に県と協議の上代替措置を講ずる。

## 第3 し尿処理

第2編第2章第24節「廃棄物等の処理 第3 し尿処理」を参照。なお、この場合においては、「浸水家屋」を「焼失家屋」に、「風水害」を「災害」にそれぞれ読み替える。

## 第4 応援協力体制の確保

第2編第2章第24節「廃棄物等の処理 第4 応援協力体制の確保」を参照。

## 第5 廃棄物処理施設機能の復旧

第2編第2章第24節「廃棄物等の処理 第5 廃棄物処理機能の復旧」を参照。

## 第6 事業者による廃棄物の処理

第2編第2章第24節「廃棄物等の処理 第6 事業者による廃棄物の処理」を参照。

## 第23節 防疫・保健衛生及び環境衛生対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 計画方針

地震災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

#### 2 留意点

##### (1) 災害発生時期等への対応

災害発生の季節・気象状況等に対応した予防接種や防疫対策、食品衛生監視等を行う。

##### (2) 被災者の精神的ダメージへの対応

災害による精神的なダメージを受ける被災者も多いため、メンタルヘルスケアなど個別の精神保健指導についても行う。

### 第2 防疫活動

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第2 防疫活動」を参照。

### 第3 保健活動

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第3 保健活動」を参照。

### 第4 精神保健活動

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第4 精神保健活動」を参照。

### 第5 食品衛生指導

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第5 食品衛生指導」を参照。

### 第6 環境衛生対策

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第6 環境衛生対策」を参照。

### 第7 動物愛護管理対策

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第7 動物愛護管理対策」を参照。

## 第24節 遺体対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

### 第2 遺体の搜索

第2編第2章第26節「遺体対策 第2 遺体の搜索」を参照。

### 第3 遺体の収容等

第2編第2章第26節「遺体対策 第3 遺体の収容等」を参照。

### 第4 遺体の検視等

第2編第2章第26節「遺体対策 第4 遺体の検視等」を参照。

### 第5 遺体の埋・火葬

第2編第2章第26節「遺体対策 第5 遺体の埋・火葬」を参照。

## 第25節 住宅確保及び応急対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

住宅が地震による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

以下、第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第1 基本的な考え方」を参照。

### 第2 応急住宅の提供

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第2 応急住宅の提供」を参照。

### 第3 被災住宅の応急復旧

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第3 被災住宅の応急復旧」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」に読み替える。

### 第4 住宅関係障害物除去

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第4 住宅関係障害物除去」を参照。

### 第5 災害復旧用材の確保

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第5 災害復旧用材の確保」を参照。

### 第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ」を参照。



## 第26節 孤立地区対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震の際には、地震動による土砂災害に加え、津波による漂流物の堆積等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

#### 2 留意点

災害時に通信が途絶した場合、地区からの救助要請や被害状況の報告が不可能になるため、孤立が予想される地区に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握、被害状況の早期把握に努める。

### 第2 孤立実態の把握

第2編第2章第29節「孤立地区対策 第2 孤立実態の把握」を参照。

### 第3 物資供給、救助の実施

第2編第2章第29節「孤立地区対策 第3 物資供給、救助の実施」を参照。

### 第4 道路の応急対策

第2編第2章第29節「孤立地区対策 第4 道路の応急対策」を参照。

## 第4章 地震災害復旧・復興計画

地震災害時の適切かつ速やかな災害復旧・復興を推進するため、以下の対策を実施する。

### 第1 災害復旧事業の実施

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧に当たっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種災害復旧事業を計画的に推進する。

- 1 災害復旧事業計画の作成（復旧事業の基本計画の作成）
- 2 各種災害復旧事業の実施（各種法令等に基づく事業の推進）
- 3 復興計画の作成・推進

### 第2 生活再建のための支援対策の実施

地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、次に示す被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建のための各種支援措置を講ずる。

- 1 被災者の生活相談
- 2 雇用機会の確保
- 3 義援金及び義援品の受付、配分
- 4 生活資金及び事業資金の融資
- 5 郵便・電話等の支援措置
- 6 租税の減免措置等
- 7 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
- 8 被災者生活再建支援法に基づく支援

### 第3 激甚災害の指定

大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

## 第1節 災害復旧事業の実施

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

#### 2 留意点

- (1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら決定する。
- (2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。

### 第2 災害復旧事業計画の作成

第2編第3章第1節「災害復旧事業の実施 第2 災害復旧事業計画の作成」を参照。

### 第3 災害復旧事業の実施

第2編第3章第1節「災害復旧事業の実施 第3 災害復旧事業の実施」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「地震災害」に読み替える。

### 第4 災害復興計画の作成

#### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。
- (2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特

定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- (4) 県は、特定大規模災害を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (5) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

## 2 防災まちづくり

- (1) 必要に応じ、市及び県は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、市民の理解を求めるよう努める。

- (2) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難先、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

- (3) 市及び県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対して提供する。

- (5) 市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

## 第5 被災市町村への支援

第2編第3章第1節「災害復旧事業の実施 第5 被災市町村への支援」を参照。

## 第2節 生活再建等支援対策の実施

### 第1 基本的な考え方

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第1 被災者の生活相談」を参照。なお、この場合においては、「災害」を「地震災害」に読み替える（以下、この節において同じ。）。

### 第2 被災者の生活相談

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第2 被災者の生活相談」を参照。

### 第3 被災者の被災状況の把握

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第3 被災者の被災状況の把握」を参照。

### 第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）」を参照。

### 第5 義援金、義援品の受付、配分

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第5 義援金、義援品の受付、配分」を参照。

### 第6 生活資金及び事業資金の融資

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第6 生活資金及び事業資金の融資」を参照。

### 第7 郵便・電話等の支援措置

#### 1 郵便関係

##### (1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

##### (2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹災世帯当たり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。

#### 2 電話関係

次のような通話にかかる料金を免除する。

- (1) 大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、地震防災対策強化地域（法第3条第1項）に指定された地域及び、強化地域以外でNTT西日本が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話の電話機等であって、NTT西日本が指定するものから行うダイヤル通話

- (2) 災害が発生した場合に、NTT 西日本が指定する公衆電話の電話機等からの通話のうち、罹災者が行う通話

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払い戻し等の為替貯金業務の特別取扱を行う。  
なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

5 災害寄附金の料金免除の取扱

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取り扱いを実施する。

**第8 税等の徴収猶予、減免**

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第8 税等の徴収猶予、減免」を参照。

**第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給**

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給」を参照。

**第10 被災者生活再建支援法等に基づく支援**

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第10 被災者生活再建支援法等に基づく支援」を参照。)



### 第3節 激甚災害の指定

#### 第1 基本的な考え方

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第2 激甚災害指定手続」を参照。

#### 第2 激甚災害指定手続

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第2 激甚災害指定手続」を参照。

#### 第3 激甚災害指定基準

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第3 激甚災害指定基準」を参照。

#### 第4 局地激甚災害指定基準

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第4 局地激甚災害指定基準」を参照。

#### 第5 特別財政援助等の申請手続等

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第5 特別財政援助等の申請手続等」を参照。

#### 第6 激甚法に定める事業及び関係部局

第2編第3章第3節「激甚災害の指定 第6 激甚法に定める事業及び関係部局」を参照。

## 震災編 津波災害対策計画

### 第1章 津波災害予防計画

#### 第1 津波災害に強いまちづくり

津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市、県及び防災関係機関は、津波災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

## 第1節 津波災害の予防

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

本市は長く複雑な海岸線を有することから、県の被害想定結果を踏まえ、津波災害に対する予防措置を推進しておく必要がある。

そのため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制及び避難先（津波避難ビル等を含む）・避難路・避難階段等の整備・確保に努め、津波に対する知識の普及啓発を推進する。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

#### 2 留意点

- (1) 地域によって沿岸部の地形及び地盤高、沿岸部の市街化状況、海岸保全施設や避難施設等の整備状況等が大きく異なり、地域ごとに津波の被害を受ける要因や内容が異なってくる。したがって、これらの地域特性等に対応した津波対策を実施していく必要がある。
- (2) 津波による漂着物の堆積等により交通が遮断され、孤立地区が発生するおそれがあるため、第2編第1章第24節「孤立地区対策」に定めるところにより、通信手段の確保、物資供給体制と救助体制の確立、孤立に強い地区づくり、道路寸断への対応など必要な対策を行う必要がある。
- (3) 水防計画の策定に当たっては、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

### 第2 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- 1 最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じる。
- 2 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設整備等地域の状況に応じた対策を講じる。

### 第3 海岸保全事業の推進

## 1 海岸における津波浸水想定箇所の把握

### (1) 現況

島根県は、沿岸部や島しょ地域があり、昭和 58 年日本海中部地震、平成 5 年北海道南西沖地震で負傷者や家屋の浸水が生じるなど、過去の地震時に津波の影響を受けたことがある。

### (2) 対策

市は、県において把握された海岸における津波浸水想定箇所について、市民への周知に努める。

## 2 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

各海岸管理者は、津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

## 第4 津波に強いまちづくり

市及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。

### 1 土地利用の適正化

- (1) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (2) 県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、市及び県は必要な措置を講ずる。

また、市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

- (3) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、警報・注意報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (4) 市は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。
- (5) 市及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民に対し周知を

図る。また、国は津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及び普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行う。

市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

## 2 建築物・公共土木施設災害の予防

### (1) 建築物の災害予防

ア 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、ハザードマップ等を用い、都市計画部局等と防災部局との情報共有を進め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

イ 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

### (2) 危険物施設の災害予防

県及び関係機関は、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

## 第2節 情報伝達体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

県は、防災関係機関や県民への情報提供手段の強化・多様化等を図るため、平成11年度から総合防災情報システムを導入して、システム更新を重ねており、県、市及び防災関係機関により今後も活用を図る。

また、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

### 第2 海面監視体制の確立

市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されることから、気象庁の「津波の心配はありません」という通報があるまでは、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

### 第3 情報伝達体制の整備

- (1) 市は、市民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、沿岸住民への津波警報等の伝達手段として、市防災行政無線（同報系）等の整備を促進するとともに、サイレン等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。
- (2) 津波による漂流物の堆積等により、交通が寸断され、孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保し、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、これらの機器の配置、固定方法等を十分に検討する。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

なお、住民に対しては迅速な避難行動がとれるようあらかじめ避難経路、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）を周知しておく。

- (3) 市及び県は、連携して多数の人出が予想される海岸及び港湾等のレジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

また、多くの漁船が沖合の日本海へ出漁していることから、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。

- (4) 市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、警報及び注意報の伝達方法を定める。

### 第4 潮位観測情報等伝達体制の整備

## 1 潮位観測システム

### (1) 検潮所及び巨大津波計の整備

気象庁は、浜田市と隠岐の島町にそれぞれ検潮所及び巨大津波計を整備して運用中である。

### (2) 波高計の整備

中国地方整備局境港湾・空港整備事務所が管理する波高計が浜田港に設置され、昭和49年3月から観測が開始されている。

## 2 警報及び注意報等伝達体制の整備

(1) 気象庁と島根県は気象庁アデス（気象情報伝送処理システム）と島根県総合防災情報システムとをオンラインで接続し、防災気象情報の提供を行っている。

(2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

(3) 市、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

(4) 市及び県は、津波警報等の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

## 第5 広報体制の整備

### 1 市民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、避難者への情報伝達手段として、特に市防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

なお、災害時に孤立が予想される地区は、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) 放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、被害に関する情報や安否確認等の情報など、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。また、通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 市、県及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(4) 県と放送事業者は、地上デジタル放送の特性を活かした災害情報の広報について検討し、災害広報体制の整備を図る。

(5) 市、県及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め常に的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

- (6) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (7) 県は、総合防災情報システムにより、気象情報や各種観測情報を、ホームページ（しまね防災情報）を通じて一元的に提供する。  
提供する情報については、県・関係機関においてあらかじめ準備しておく。
- (8) 県は、総合防災情報システムから、電子メールの配信により、登録を行った市民に気象情報や防災情報を提供する。
- (9) 市及び県は、様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び職員に対して震度速報及び大津波警報、津波警報、津波注意報が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、漁業無線、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS、ケーブルテレビ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (10) 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (11) 県は、災害等が発生した場合 JF しまねと協力しながら沖合に出漁している漁船等に対し迅速な情報伝達を行うため、JF しまね漁業無線局の通信の充実を図る。

## 2 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の津波災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市及び県は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、市及び県は関係機関と協議するなど検討しておく。



## 第3節 防災活動体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、市、県及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部室の施設・設備等を整備しておくとともに、市、県、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、市、県は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

#### 2 留意点

- (1) 防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立する。
- (2) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 第2 災害対策本部体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第2 災害対策本部体制の整備」参照。

### 第3 防災中枢機能等の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第3 防災中枢機能等の確保・充実」参照。

### 第4 広域応援協力体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第4 広域応援協力体制の整備」参照。

### 第5 公的機関等の業務継続性の確保

震災編地震災害対策計画第2章第5節「防災活動体制の整備 第6 公的機関等の業務継続性の確保」参照。なお、この場合において、「地震発生時」は「災害発生時」と読み替える。

### 第6 複合災害体制の整備

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第6 複合災害体制の整備」参照。

**第7 罹災証明書が発行体制の整備**

第2編第1章第7節「防災活動体制の整備 第7 罹災証明書が発行体制の整備」参照。

**第8 防災施設、装備等の整備**

震災編地震災害対策計画第2章第14節「防災施設、装備等の整備」参照。

**第9 孤立地区対策**

第2編第1章第24節「孤立地区対策」を参照。

## 第4節 避難予防対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害時には、市民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。市、県及び防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策を対応しつつ、情報を伝達できるように平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

さらに、市及び県は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守るため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）の整備その他避難対策の強化などの取り組みを進める。

なお、国、県及び市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

#### 2 留意点

##### (1) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置の周知徹底

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、避難指示の発令対象とする全ての区域において、「緊急安全確保」とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とし、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

##### (2) 指定緊急避難場所の指定及び役割の違いの周知徹底

市は、津波に係る指定緊急避難場所の指定を進め、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日ごろから住民等への周知徹底に努める。

##### (3) 市民、市及び防災関係機関の連携

市は、避難計画の策定に当たって、市民、市及び防災関係機関と事前に十分協議しておく必要がある。また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路は、日頃から標識等により分かりやすく標示し、防災訓練の実施、防災マップの配布やインターネットなど複数の手段を用い、市民に周知徹底を図るための措置を講ずる。

##### (4) 駅、ショッピングセンター等の都市施設の避難予防対策の推進

駅、ショッピングセンター等の不特定多数の者が出入りする都市施設について、災害時の混乱

を防止し、的確な避難誘導等を図るため、事業所や市等と連携した避難予防対策を進める必要がある。

(5) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられる。そのため、日頃から懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、そのような状況に備えた訓練及び普及啓発が必要である。

(6) 避難の受入れ及び情報提供活動

市は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 大規模広域災害への備え

大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県は広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送を円滑に行うため運送事業者等と協定を締結するとともに、市及び県は他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第2 避難体制の整備

### 1 避難計画の策定

(1) 市の避難計画

市は、次の事項のほか具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

また、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、指定避難所の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難先への経路及び誘導方法

エ 津波情報の収集・伝達方法

オ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 指定避難所の秩序保持

(イ) 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 受け入れた避難者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、  
要配慮者への配慮、生活環境の確保

(カ) 運営責任者の事前選任

(キ) 役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(ア) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

- a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
- b 市民に対する巡回指導
- c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

- a 広報車による周知
- b 避難誘導員による現地広報
- c 住民組織を通じた広報

ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項(本章第8節「要配慮者等安全確保体制の整備」  
を参照)

(ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法

(イ) 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

(ウ) 避難行動要支援者の支援における市町村、避難支援等関係者の関係者の役割分担

コ 市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画

サ 避難訓練の内容等

## (2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意し避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

ア 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意するとともに、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(3) 学校等の防災計画等

市及び県は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等の安全な避難を支援できるように努める。

学校等は、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

市及び県は、津波浸水想定区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

津波災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した津波発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、津波発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。沿岸部にある学校は、津波災害を想定した対応策も計画に加えておく必要がある。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画について PTA 総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(イ) 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・津波災害発生直後の初動体制・応急

教育の立案・実施、指定避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するように適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

a 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

b 安全点検日

毎学期1回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点から全ての施設及び設備を各担当者がチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ 小学校就学前の児童・乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ その他

私立学校は、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

## 2 避難誘導体制の整備

### (1) 避難計画の習熟と訓練

市は、避難計画及び本編第2章第3節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努める。

### (2) 避難指示の実施要領の明確化

ア 市長による避難の指示が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、市地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し津波警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

イ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定

めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁との連携に努める。県及び国は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

ウ 市は、大津波警報、津波警報、避難指示を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者等に配慮する。

エ 市は、強い揺れを伴わない地震のときは、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表、避難指示の発令のための伝達体制を整える。

### (3) 避難者の誘導体制の整備

市は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、市民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、津波による浸水、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に従事する者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

オ 市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### (4) 自主避難体制の整備

市は、沿岸部において市民が強い地震に遭遇したとき、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

### (5) 避難指示の伝達体制の整備

避難指示の伝達は、本章第2節「情報伝達体制の整備」に示す広報体制に準じ、市民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

また、避難支援等関係者等が大津波警報、津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の防災活動に従事する者への退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。



- ア 防災行政無線、浜田市防災防犯メール、LINE 等の SNS により伝達する。
- イ 携帯電話各社による緊急速報メールサービスにより伝達する。
- ウ Lアラート（災害情報共有システム）を通じ、テレビ、ラジオ、有線放送により伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ 浜田市ホームページ（緊急情報）により周知をする。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、市地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

### 第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難先までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

市は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

(ウ) 周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(エ) 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(オ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

#### イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定を取り消した場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### ウ 避難先の整備

市は、避難先の整備に当たり、これらを津波からの指定緊急避難場所として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

#### エ 被害のおそれのある場所を指定緊急避難所に指定する際の留意点

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

### (2) 指定避難所の指定及び整備

#### ア 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、市民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とす

る。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

#### イ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・無線 LAN 等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

#### ウ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、市は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

#### エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 市は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所の運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NP0・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

ア 福祉避難所の指定

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

イ 福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

2 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を確認し、通行の支障となる行為を制止するとともに、障害物の除去に関して道路管理者に要請して避難路の通行確保に努める。

市及び県は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(1) 避難路の選定と確保

市は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有するもの。
- イ 避難路は、相互に交差しないもの。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択に当たっては、市民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察署長は避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制を実施する。

3 避難先の市民への周知

(1) 市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- ア 市の広報紙等
- イ 案内板等の設置
  - （ア）誘導標識
  - （イ）避難先案内図
  - （ウ）避難先表示版
- ウ 防災訓練
- エ 防災啓発パンフレットの作成、配布
- オ 防災マップ等の作成、配布

(2) 市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意すること。

(3) 津波災害警戒区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

#### 4 避難誘導標識の整備及び市民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

#### 5 社会福祉施設等における対策

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

### 第4 応急仮設住宅の確保体制の整備

市及び県は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

## 第5節 救急・救助、医療体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害発生時において、市、県、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、医療体制の整備における具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県 DPAT 実施要領」によるものとする。

#### 2 留意点

- (1) 市は、要配慮者に対する人命の安全確保を念頭に置き、救急・救助体制の整備、充実を図る。また、市及び県は、医療機関等と連携した救急・救助体制を整備する。

また、津波災害警戒区域内では、市地域防災計画に主として防災上の配慮を有する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救急・救助活動に努める。

- (2) 情報収集管理については、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。
- (3) 災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、市、県、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備を図る必要がある。
- (4) 大規模災害が発生した場合、県内の医療チームや後方医療機関だけでは対応することが困難な状況に陥ることが考えられることから、隣接県をはじめとした他の自治体等との連携など災害時の広域的な連携体制の整備が必要である。

### 第2 救急・救助体制の整備

消防職・団員、水防団員、警察官、市職員など救急・救助活動に従事する者の危険回避、安全確保のため、津波到達時間内での救急・救助活動に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知する。また、要配慮者等の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、前述の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る救急・救助活動体制の整備を図る。

その他の事項については、第2編第1章第11節「救急・救助体制の整備」参照。

### 第3 情報収集管理体制の整備

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第2 情報収集管理体制の整備」参照。

### 第4 医療救護体制の整備

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第4 医療救護体制の整備」参照。

## 第5 防災訓練

第2編第1章第12節「医療体制の整備 第5 防災訓練」参照。



## 第6節 交通確保、輸送体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、舟艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

### 第2 緊急通行車両等の事前届出・確認

第2編第1章第13節「交通確保・規制体制の整備 第4 緊急通行車両等の事前届出・確認」参照。

### 第3 輸送体制の整備方針

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第2 輸送体制の整備方針」参照。

### 第4 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定」参照。

### 第5 緊急輸送道路啓開体制の整備

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第4 緊急輸送道路啓開体制の整備」参照。

### 第6 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備

第2編第1章第14節「輸送体制の整備 第5 緊急輸送のための港湾・漁港啓開体制の整備」参照。

## 第7節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

#### 2 留意点

##### (1) 要配慮者、女性の視点への配慮

食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

##### (2) 集積輸送体制の確立

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

##### (3) 義援品送付への配慮

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

### 第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

### 第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第2編第1章第15節「食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備」参照。

## 第8節 要配慮者等の安全確保体制の整備

### 第1 基本的な考え方

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第1 基本的な考え方」を参照。

### 第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第2 避難行動要支援者等支援体制の構築」を参照。

### 第3 地域における要配慮者対策

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第3 地域における要配慮者対策」を参照。

### 第4 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

第2編第1章第23節「要配慮者等の安全確保体制の整備 第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策」を参照。

## 第9節 防疫・保健衛生、廃棄物処理体制の整備

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

また、津波災害時には、建物の倒壊、浸水等により、大量の廃棄物が発生するおそれがあるとともに、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

#### 2 留意点

津波災害時において、廃棄物等は、時間経過とともに、主な生活上の制約（障害）となるため、災害廃棄物等の効果的な処理体制の整備を図る。

### 第2 防疫・保健衛生体制の整備

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第2 防疫・保健衛生体制の整備」を参照。

### 第3 動物愛護管理体制の整備

第2編第1章第17節「防疫・保健衛生体制の整備 第3 動物愛護管理体制の整備」を参照。

### 第4 廃棄物処理体制の整備

震災編地震災害対策計画第2章第16節「廃棄物等の処理体制の整備 第2 廃棄物処理体制の整備」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「津波災害」に読み替える（以下、この節において同じ）。

### 第5 し尿処理体制の整備

震災編地震災害対策計画第2章第16節「廃棄物等の処理体制の整備 第3 し尿処理体制の整備」を参照。

## 第10節 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、市民をはじめ各防災関係機関等が、津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市や県をはじめ各防災関係機関は、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取り組みや地域での声かけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努める。

また、広域にわたり甚大な被害をもたらす津波災害による被害を軽減するためには、市民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、市、県は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

#### 2 留意点

- (1) 本県においては、昭和58年日本海中部地震、平成5年北海道南西沖地震において津波による負傷者や家屋の浸水が生じたが、市民の津波災害に対する認識は高くないため、より一層の防災教育を推進する。
- (2) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (3) 過去の災害の教訓を踏まえ、災害から自らの命を守るためには、一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

### 第2 消防団、水防団等及び自主防災組織の育成強化

第2編第1章第18節「消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「津波災害」に読み替える。

### 第3 市民に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、市民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策、最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び津波発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間

違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

## 1 普及の方法

### (1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の津波防災活動に寄与する意識を高める。

また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

### (2) 広報媒体による普及

市及び県は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

ア ラジオ、テレビ、CATV、ホームページ（防災に関するページの活用）等

イ 新聞、雑誌

ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物

エ 防災ビデオ

オ 講演会・映画上映会等の開催

カ 防災マップ

## 2 一般住民に対する周知内容

### (1) 市内の防災対策

### (2) 津波災害に関する一般的知識

ア 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。

イ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩を原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、更には、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報。

- エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性。
- オ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市及び県は、自動車運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。
- カ 市及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を市民等に対して行う。
- キ 市及び県は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を市民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。

(3) 津波災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における津波災害の危険性の把握
- イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ウ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- エ 避難の方法（避難路、避難先の確認）
- オ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄（最低3日（推奨1週間）分）
- カ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- キ 自主防災組織の結成
- ク 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- ケ ボランティア活動への参加
- コ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- サ ライフライン途絶時の対策
- シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス 自動車へのこまめな満タン給油
- セ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(4) 津波災害発生時の心得

- ア 災害発生直後に取りべき行動
  - (ア) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。

(イ) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。

(ウ) 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。

イ 救助活動

ウ テレビ・ラジオ等による情報の収集

エ 避難実施時に必要な措置

オ 警報等発表時や避難指示等の発令時取るべき行動、避難先での行動

カ 自主防災組織の活動

キ 自動車運転中及び旅行中等の心得

ク 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）

サ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な指定避難所の運営管理のために必要な知識等

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

### 3 船舶に対する内容

(1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。

(2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。

(3) 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外に退避する。

(4) 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(5) 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

### 4 港の利用者等に対する内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

### 5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、市、県等は、その制度の普及促進に努める。



## 第4 学校教育における防災教育

第2編第1章第21節「防災教育 第4 学校教育における防災教育」を参照。

## 第5 防災訓練

### 1 趣旨

津波災害時には、市、県及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

### 2 津波防災訓練

市、県及び関係機関は、津波災害時に迅速・確実な情報伝達、住民避難等を実施するため、実践的な津波防災訓練を実施し、津波防災体制の強化に努める。

### 3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 市、県及び各防災関係機関等は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

- (2) 救出・救護等において要配慮者への確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、震災編地震災害対策計画第1章第5節「地震被害想定」に示した地震・津波災害時の防災関係機関及び市民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震・津波災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

## 第2章 津波災害応急対策計画

### 第1 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

津波災害においては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、大津波警報、津波警報、津波注意報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震・津波、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。この際、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導について定めた行動ルールを踏まえつつ、応急対策を実施する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

## 第1節 災害応急活動体制

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市、県、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、市は、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

#### 2 留意点

災害時に迅速・的確な応急対策を実施するためには、津波災害発生直後から情報収集、動員配備に着手するとともに、災害初動体制等を早期確立するための意思決定が重要となる。

市民に対する防災対策は、第一次的には市が実施者となるが、大規模な津波災害は、市と応援市町村・防災関係機関の活動に係る相互の連携が重要となる。

そのため、市、県、防災関係機関は、各々の機関の役割を踏まえた災害応急対策を的確に実施できるよう、組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

特に、県は、津波に際して、被害が激甚な被災市町村に対する支援体制を早急に確立する。

### 第2 市の応急活動体制

震災編第3章第1節「応急活動体制 第3 市の応急活動体制の確立」を参照。

### 第3 県による応急活動体制への支援

#### 1 災害時の県の役割

津波災害時において県が果たす役割は次のとおりである。

- (1) 関係機関・団体、市民に対する災害時の活動・行動ルール of 徹底
- (2) 市町村の防災活動の支援

##### ア 市町村の防災環境の改善

津波災害発生直後から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- (ア) 主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- (イ) 重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- (ウ) 効果的な広報による混乱防止
- (エ) 災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

##### イ 被災地への県職員の派遣

大津波警報、津波警報が発表された場合など必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町

村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要がある。

**第4 県における広域応援体制**

第2編第2章第4節「広域応援体制 第5 県における広域応援体制」を参照。

**第5 市町村・消防における相互応援協力**

第2編第2章第4節「広域応援体制 第2 市町村・消防における相互応援協力」を参照。

**第6 市町村における広域応援体制**

第2編第2章第4節「広域応援体制 第3 市町村における広域応援体制」を参照。

**第7 緊急消防援助隊による応援**

第2編第2章第4節「広域応援体制 第4 緊急消防援助隊による応援」を参照。

**第8 自衛隊の災害派遣体制**

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

**第9 海上保安庁への応援協力体制**

第2編第2章第6節「海上保安庁への応援協力体制」を参照。

## 第2節 災害情報の収集・伝達及び広報

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害時において市、県及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要があることから、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地や隣接地域の市民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防機関を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市、県、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

#### 2 留意点

##### (1) 災害情報の共有

収集した災害情報を各種応急対策に活かすためには、総合防災情報システム等を活用して迅速、的確に情報を伝達することにより、県、市町村及び防災関係機関との間で情報の共有化を図る。また、必要に応じ民間通信事業者（西日本電信電話株式会社等）への要請のほか、消防防災無線やインターネット等を利用した県内外への情報通信ルートを確保し、災害情報を発信できるようにする。

市、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携する。

なお、市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

##### (2) 人的被害の数の報道機関への情報提供

災害発生状況のうち人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、市及び防災関係機関は、県と連携し報道機関へ情報提供を行う。

## 第2 津波情報の収集・伝達

津波災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び津波災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

### 1 津波警報等の発表基準及び種類・区分・伝達

津波警報等とは大津波警報、津波警報、津波注意報をいう。なお、大津波警報については、津波の特別警報に位置付けられる。

#### (1) 発表基準

##### ア 大津波警報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

##### イ 津波警報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

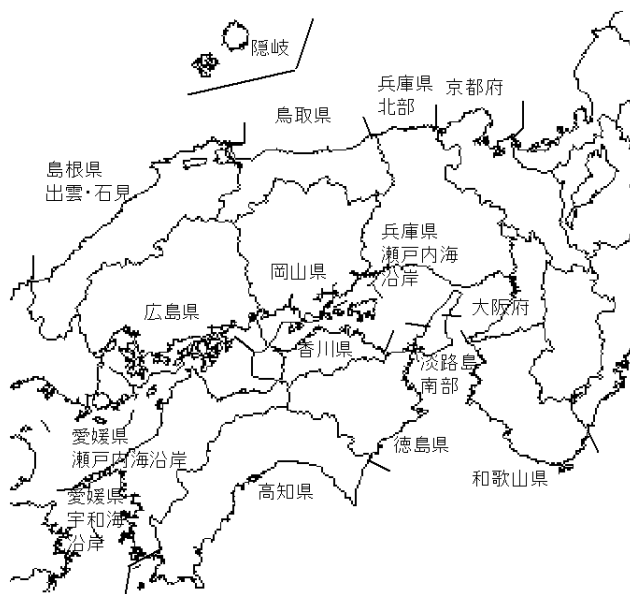
##### ウ 津波注意報

担当する津波予報区において予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

##### エ 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想される場合、0.2m未満の海面変動が予想された場合又は津波注意報解除後も海面変動が継続する場合

#### (2) 津波予報区



(3) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ津波警報は、予想される津波の高さにより「大津波警報」、「津波警報」の2種類に区分される。津波警報等の発表基準、解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

ア 津波警報等

| 津波警報等の種類 | 発表基準                                                 | 津波の高さ予想の区分 | 発表される津波の高さ |            | 津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動                                                             |
|----------|------------------------------------------------------|------------|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                      |            | 数値での発表     | 巨大地震の場合の発表 |                                                                                  |
| 大津波警報    | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合                            | 10m<高さ     | 10m 超      | 巨大         | 陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
|          |                                                      | 5m<高さ≤10m  | 10m        |            |                                                                                  |
|          |                                                      | 3m<高さ≤5m   | 5m         |            |                                                                                  |
| 津波警報     | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合                       | 1m<高さ≤3m   | 3m         | 高い         |                                                                                  |
| 津波注意報    | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 0.2m≤高さ≤1m | 1m         | (表記なし)     | 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。      |

(注)1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とそのときに津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 地震の規模がマグニチュード8.0を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合があ

る。

- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波予報

| 種 類  | 発表基準                                     | 内 容                                                                    |
|------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき<br>(地震情報に含めて発表)              | 津波の心配なしの旨を発表                                                           |
|      | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)  | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                        |
|      | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

2 津波に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内の沿岸(島根県出雲・石見、隠岐)に津波警報等が発表されたとき。

イ その他、津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は津波警報等伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から津波警報等及び地震・津波の現象の状況に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

| 情報の種類 |                           | 発表内容                                                           |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 津波情報  | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。 |
|       | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。また、震源要素も併せて発表する。      |
|       | 津波観測に関する情報                | 各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。  |
|       |                           |                                                                |
|       | 沖合の津波観測に関する情報             | 沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表        |

※島根県内の検潮所(気象庁所管)及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

※津波の高さの最大値の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区に



において、観測された津波の値が低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

(4) 緊急警報放送システム（EWS）

NHK は緊急警報放送システムにより「大津波警報」、「津波警報」を放送する。

**第3 被害情報等の収集・伝達**

第2編第2章第2節「災害情報の収集・伝達 第5 被害情報等の収集・伝達」を参照。

**第4 市による災害広報の実施**

震災編地震災害対策計画第3章第3節「災害広報 第2 市による災害広報の実施」を参照。

**第5 市民等からの問い合わせに対する対応**

第2編第2章第3節「災害広報 第4 市民等からの問い合わせに対する対応」を参照。

## 第3節 避難活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

地震時の津波災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立退きを指示する等の措置を取る必要が生じる。

#### 2 留意点

##### (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集

避難指示等の決定に際し最も重要なことは、地震に伴う津波災害等による要避難状況（被害状況等）に関する情報の迅速・的確な収集である。これらの情報は、災害時には消防本部や警察に集中することが多いので、市等はこれらの機関と緊密な連携を保つとともに、自主防災組織や地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

更に、市長が不在のときの対応についても十分留意する。

##### (2) 市民を考慮した警戒区域の設定

警戒区域の設定範囲は、被害の規模や拡大方向を考慮し的確に決定する。また、警戒区域の設定は市民等の行動を制限するものであるため、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する。

##### (3) 要配慮者等を考慮した避難誘導の実施

避難誘導に当たり、要配慮者に十分考慮し避難させる。また、避難誘導員は群衆避難による混乱を避け、毅然たる態度で冷静に対応する。キャンプ地や行楽地など地理不案内な場所での避難に際しては、関係機関と連携した適切な避難誘導を行う。

##### (4) 学校等と連携した指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

学校等を指定避難所等とする場合、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、市と学校等とであらかじめ定めておく。

### 第2 要避難状況の早期把握・判断

震災編地震災害対策計画第3章第9節「避難活動 第2 要避難状況の早期把握・判断」を参照。

### 第3 避難指示等の実施

#### 1 避難指示等の基準と区分

避難措置はおおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

なお、津波の場合、危険地域からの一刻も早い避難が必要であるため、高齢者等避難は発令せず、大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれの場合も「避難指示」を発令する。ただし、遠地震

の場合には、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることから、高齢者等避難の発令を検討することとし、この場合においては必要に応じて気象防災アドバイザー等の技術的助言を活用するなど、適切に判断する。

(1) 避難指示等の時期

地震災害時に津波が発生した場合などに発する。

(2) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(3) 集団避難の実施

孤立地区における人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

2 市の実施する避難措置

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施 3 市の実施する避難措置」を参照。

3 県の実施する避難措置

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施 5 県の実施する避難措置」を参照。

4 病院・社会福祉施設等における避難措置

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施 6 病院・社会福祉施設等における避難措置」を参照。

5 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施 7 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置」を参照。

6 車両等の乗客の避難措置

第2編第2章第9節「避難活動 第3 避難指示等の実施 8 車両等の乗客の避難措置」を参照。

第4 避難指示等の伝達

第2編第2章第9節「避難活動 第5 避難指示等の伝達」を参照。

第5 避難の誘導等

第2編第2章第9節「避難活動 第6 避難の誘導等」を参照。

## 第6 避難場所及び避難所の開設、運営

第2編第2章第9節「避難活動 第7 避難場所及び避難所の開設、運営」を参照。

## 第7 広域一時滞在

第2編第2章第9節「避難活動 第8 広域一時滞在」を参照。

## 第4節 救急・救助、医療及び警備活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害時における、家屋の流失等の発生に際して、多数の救急・救助事象が発生した場合、市民を救出し、救急・救助する必要が生じる。この際、各関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

広域的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。このような状況下で被災者の救護に万全を期すために、市、県は、医療情報の収集伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立する。

市、県、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

### 第2 救急・救助活動

第2編第2章第11節「救急・救助活動」を参照。この場合においては、「風水害」を「津波災害」と読み替える。

### 第3 医療救護活動

第2編第2章第12節「医療救護 第2 医療救護活動」を参照。

### 第4 助産救護活動

第2編第2章第12節「医療救護 第3 助産救護活動」を参照。

### 第5 傷病者等の搬送

第2編第2章第12節「医療救護 第5 傷病者等の搬送」を参照。

### 第6 特別に配慮を要する患者への対応

第2編第2章第12節「医療救護 第6 特別に配慮を要する患者への対応」を参照。

### 第7 災害準備体制の確立

震災編地震災害対策計画第3章第13節「警備活動 第2 災害準備体制の確立」を参照。

### 第8 災害警備措置

第2編第2章第13節「警備活動 第3 災害警備措置」を参照。

## 第5節 緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置付け、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

### 第2 緊急通行車両の確認等

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第3 緊急通行車両の確認等」を参照。

### 第3 道路啓開

震災編地震災害対策計画第3章第14節「交通確保、規制 第5 道路啓開」を参照。なお、この場合においては、「地震」を「災害」と読み替える。

### 第4 港湾及び漁港啓開

第2編第2章第14節「交通確保、規制 第6 港湾及び漁港啓開」を参照。

### 第5 緊急輸送の実施

第2編第2章第15節「緊急輸送 第2 緊急輸送の実施」を参照。

### 第6 緊急輸送手段等の確保

第2編第2章第15節「緊急輸送 第3 緊急輸送手段等の確保」を参照。

### 第7 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

第2編第2章第15節「緊急輸送 第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保」を参照。

## 第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

### 第1 基本的な考え方

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第1 基本的な考え方」を参照。  
なお、この場合においては、「大規模災害」を「大規模津波災害」と読み替える。

### 第2 救援物資の管理体制

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第2 救援物資の管理体制」を参照。

### 第3 食料の確保及び供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第3 食料の確保及び供給」を参照。

### 第4 飲料水等の供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第4 飲料水等の供給」を参照。

### 第5 生活必需品等の供給

第2編第2章第20節「食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第5 生活必需品等の供給」を参照。



## 第7節 要配慮者の安全確保

### 第1 基本的な考え方

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第2 基本的な考え方」を参照。

### 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策」を参照。

### 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動」を参照。

### 第4 児童、ひとり親家庭等に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第4 児童・ひとり親家庭等に係る対策」を参照。

### 第5 観光客及び外国人に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第5 観光客及び外国人に係る対策」を参照。

### 第6 社会福祉施設等に係る対策

第2編第2章第19節「要配慮者の安全確保 第6 社会福祉施設等に係る対策」を参照。

## 第8節 文教対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

公立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

市及び県においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携をとって文教対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

#### 2 留意点

##### (1) 学校等における防災体制の確立

津波災害発生時における防災体制については、地域の実状等に応じた教職員の参集体制、初動体制、指定避難所の運営に係る体制の確立などについて考慮する。

##### (2) 被災時の指定避難所としての役割への対応

指定避難所は原則として市が運営するが、指定避難所等として指定を受けた学校等においても、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、指定避難所の運営に可能な範囲で協力する。

### 第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

#### 1 最優先課題

津波発生時に、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童等などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

#### 2 地震発生時の対応

地震発生時には、揺れが収まった後、直ちに児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に津波が発生するおそれがある場合には、直ちに高台へ避難させ、安全を確保する。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等にとるべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

#### 3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。津波が発生するおそれがある場合は、そのおそれがなくなった後に引き渡すなどの対応を要する。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護

者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

### 第3 応急対策の実施

震災編第3章第21節「文教対策 第3 応急対策の実施」を参照。

### 第4 応急教育の実施

第2編第2章第23節「文教対策 第4 応急教育の実施」を参照。

### 第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

第2編第2章第23節「文教対策 第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置」を参照。  
なお、この場合においては、「風水害」を「津波災害」と読み替える。

## 第9節 防疫・保健衛生等に関する活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

### 第2 防疫活動

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分留意する。

### 第3 保健及び精神保健活動

第2編第2章第25節「防疫・保健衛生、環境衛生対策 第3 保健活動」及び「第4 精神保健活動」を参照。

### 第4 廃棄物処理

#### 1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損物、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。(積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m<sup>3</sup>、土砂類 3 m<sup>3</sup>、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m<sup>3</sup>、土砂類 7 m<sup>3</sup>の積載とする。」)

#### 2 応援体制の確保

市は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

#### 3 処理対策

##### (1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

市は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

##### (2) 災害廃棄物の仮置き

ア 災害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）

を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集にあたっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定にあたっては、以下の基準とする。

（ア）他の応急対策活動に支障のないこと。

（イ）環境衛生に支障が生じないこと。

（ウ）搬入に便利なこと。

（エ）分別等適正処理の対応ができること。

（3）倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋等の焼け残り、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

（4）災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。

イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に県と協議の上代替措置を講ずる。

ウ 津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

## 第5 し尿処理

第2編第2章第24節「廃棄物等の処理 第3 し尿処理」を参照。なお、この場合においては、「浸水家屋」を「焼失家屋」に、「風水害」を「災害」にそれぞれ読み替える。

## 第6 遺体対策

第2編第2章第26節「遺体対策」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「津波災害」に読み替える。

## 第10節 応急復旧及び二次災害の防止活動

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

応急対策活動上重要な社会公共施設をはじめ、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、鉄道、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、津波災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と市、県及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。地震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

### 第2 建築物の応急対策

震災編地震災害対策計画第3章第17節「施設等の応急対策 第3 建築物の応急対策」を参照。なお、この場合においては、「地震」を「津波」に読み替える（以下、この節において同じ。）。

### 第3 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

震災編地震災害対策計画第3章第17節「施設等の応急対策 第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策」を参照（「4 市による報告」を除く。）。

### 第4 ライフライン施設応急復旧体制

震災編地震災害対策計画第3章第17節「施設等の応急対策 第7 ライフライン施設応急復旧体制」を参照。

### 第5 交通施設の応急対策

震災編地震災害対策計画第3章第17節「施設等の応急対策 第8 交通施設の応急対策」を参照。

### 第6 河川及び海岸施設の応急対策

#### 1 点検・警戒活動

河川の管理者は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

#### 2 水門、樋門及び閘門の操作

水門、樋門及び閘門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

### 3 水防計画に準拠した活動

津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には、県水防計画及び市水防計画に準拠して浸水対策措置を実施する。この際、防災対応に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応について定めたルールを踏まえつつ、対策を講ずる。

### 4 河川及び海岸保全施設応急対策

津波により河川、海岸が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締め切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

### 5 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

## 第11節 住宅確保及び応急対策

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

住宅が津波による倒壊、火災、浸水、土砂災害により損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

#### 2 留意点

被災地域の範囲や被災建築物の種別、被害の程度及び災害救助法の適用の有無等によって、適切な応急対策を図る。

県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとし、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

さらに、被災により住宅での生活が困難になった被災者（自己の資力では直ちに住宅を確保できない者を除く。）が早期に生活再建できるよう、被災住宅の応急復旧に係る支援体制の構築に努める。

#### 3 市の応急対策業務への応援

市は、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合、当該相談に対応する相談員の派遣を県に要請することができる。

県は、市から被災住宅の応急復旧相談に対応する相談員の派遣要請があった場合、市が設置する相談窓口はこの相談員を派遣するとともに、円滑な応急復旧の実施に向けた支援を行う。

### 第2 応急住宅の提供

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第2 応急住宅の提供」を参照。

### 第3 被災住宅の応急修理

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策」を参照。なお、この場合においては、「風水害」を「津波災害」と読み替える。

### 第4 住宅関係障害物除去

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第4 住宅関係障害物除去」を参照。



## 第5 災害復旧用材の確保

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第5 災害復旧用材の確保」を参照。

## 第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ

第2編第2章第27節「住宅確保及び応急対策 第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋及び借り上げ」を参照。

## 第3章 津波災害復旧・復興計画

### 第1節 災害復旧事業の実施

#### 第1 基本的な考え方

##### 1 趣旨

災害復旧計画においては、津波災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

##### 2 留意点

- (1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。
- (2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があり、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。

#### 第2 災害復旧事業計画の作成

第2編第3章第1節「災害復旧事業の実施 第2 災害復旧事業計画の作成」を参照。

#### 第3 災害復旧事業の実施

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

津波災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市、県、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

#### 第4 災害復興計画の作成

##### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、

関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

- (2) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、特定大規模災害を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (4) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

## 2 防災まちづくり

- (1) 必要に応じ、市及び県は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、市民の理解を求めるよう努める。
- (2) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (3) 市及び県は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、市民に対して提供する。
- (5) 市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 市及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限

等を行うことについても検討する。

- (8) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

## 第2節 生活再建等支援対策の実施

### 第1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

津波災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

#### 2 留意点

##### (1) 市民への情報の提供

津波災害により被害を受けた市民や事業者に対して、支援対策が広く周知されて、効果的に機能し、自立復興が進められるために正確で分かりやすい情報の提供が必要であり、予防時・被災時（応急対策）・復旧時を通じた広報活動や情報提供窓口を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

##### (2) きめ細やかな支援

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

##### (3) 手続きの簡素化・迅速化

津波災害により被害を受けた市民や事業者が支援対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくために、市・県等を通じてその手続きの簡素化と決定・給付等の公正・迅速化に努める。

##### (4) 実施主体者の協力体制の確立

災害復旧対策の推進に当たり、行政（市・県等）として速やかな対応が必要となるが、地域によっては県の関係部署あるいは市だけでは災害後に十分な人員体制が確保できないことも想定されることから、県の部署間及び市町村間における人員等の協力が重要である。また、民間団体等との連携についても十分配慮し、復旧・復興に向けた体制の組織化を早急に整備する。

##### (5) 恒久住宅への円滑な移行

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

### 第2 被災者の生活相談

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第2 被災者の生活相談」を参照。

### 第3 被災者の被災状況の把握

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第3 被災者の被災状況の把握」を参照。

#### 第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）」を参照。

#### 第5 生活資金及び事業資金の融資

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第6 生活資金及び事業資金の融資」を参照。

#### 第6 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給」を参照。

#### 第7 被災者生活再建支援法等に基づく支援

第2編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施 第10 被災者生活再建支援法等に基づく支援」を参照。